

第2次新座市環境基本計画

年次報告書

～令和2年度版～



令和3年11月

新座市

目 次

I 市の概要 ······	1
II 第2次新座市環境基本計画の概要 ······	5
III 環境を保全するための施策の推進状況 ······	9
第1節 地球にやさしい循環型の「まち」をめざそう	
1 地球温暖化の防止に努めよう ······	10
2 エネルギー対策に取り組もう ······	17
3 ごみの発生抑制・再使用・再資源化に努めよう ······	21
4 水を大切にしよう ······	27
第2節 健康で安心して暮らせる「まち」をめざそう	
1 公害の防止に努めよう ······	29
2 安全で快適に暮らせるまちをつくろう ······	48
第3節 自然と調和した潤いのある快適な「まち」をめざそう	
1 自然環境の保全を進めよう ······	59
2 身近な自然環境を創出しよう ······	72
3 美しいまちづくりを進めよう ······	75
第4節 環境保全のためにみんなが考え方行動する「まち」をめざそう	
環境保全活動の輪を広げよう ······	80

本書の概要

本書は、I～IIIの三つの部で構成されており、各部の概要は次のとおりです。

I 市の概要

新座市の都市特性・人口・土地利用について、表やグラフを用いて、令和2年度現在の状況を記載しています。

II 第2次新座市環境基本計画の概要

第2次新座市環境基本計画の基本目標等の概要を記載しています。

III 環境を保全するための施策の推進状況

第2次新座市環境基本計画に掲げた施策のうち、指標を設定しているものについて、令和2年度の市の取組状況を記載しています。

【掲載例】

施策 第2次新座市環境基本計画に掲げた施策を記載しています。

エコドライブの推進

急加速や空ぶかしはせず、ふんわりアクセルやアイドリング・ストップを実践するなど環境にやさしい運転を心掛ける。

取組状況 施策についての取組状況を記載しています。

埼玉県生活環境保全条例により義務付けられている自動車の駐停車中のアイドリング・ストップについて、一定規模以上の駐車場の設置者に対して、開発行為等の事前協議時に、場内への看板の掲示等により周知を図るよう指導しています。

指標 取組状況に対する結果等を記載しています。

アイドリング・ストップに関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
件数	1	0	1	3	7	3	5	2	2	6

I 市の概要

1 都市特性

新座市は、埼玉県の最南端に在り、東京都心から25km圏内に位置し、総面積約22.78km²を有しています。市域の多くが野火止台地と呼ばれる平坦部にありますが、柳瀬川や黒目川周辺の低地部分が市の北部と南部に細長く分布し、起伏に富んだ地形を形成しています。

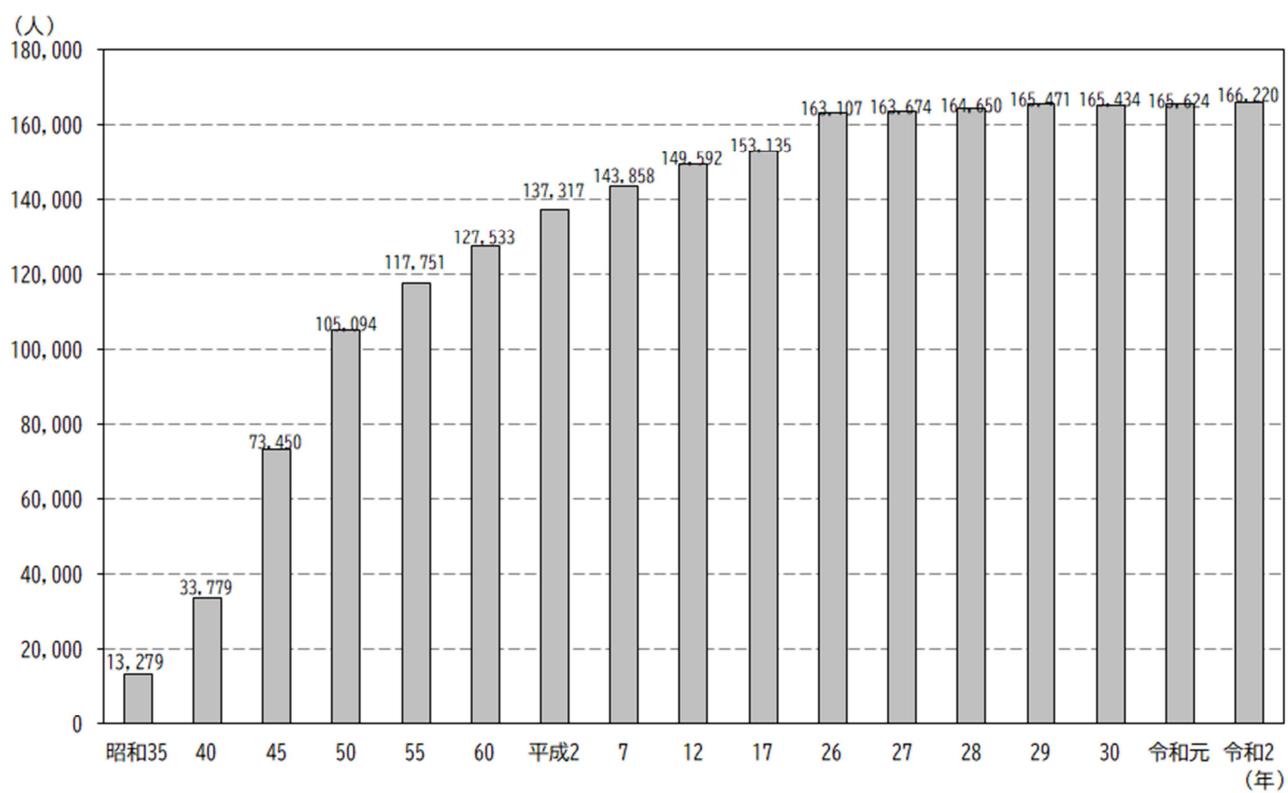
昭和40年代に首都近郊のベッドタウンとして急速に人口が増加し、主に市の北部と南部を通る東武東上線と西武池袋線の駅周辺部を中心として市街化が進みました。しかしながら、いまだ市中央部には多くの緑が残されており、これらの豊かな自然環境が市の最大の魅力となり、特徴的な景観をつくり出しています。

2 人口

昭和初期から戦後間もなくまでは、大和田地区や野火止地区などの日川越街道（県道新座和光線）沿いや志木街道（県道さいたま東村山線）沿いにまとまった集落が見られたほかは、片山地区一帯に集落が点在している程度でした。しかし、昭和35年以降は、高度経済成長と相まって著しく人口が増加しました。昭和45年11月の市制施行後も人口は増加し続け、昭和49年には10万人を突破しました。昭和50年以降は人口の増加が緩やかになり、令和2年10月1日現在、166,220人となっています（図1）。

なお、新座市人口ビジョン（平成28年3月）では、市の将来人口は、令和7年には169,953人になると見込んでいます。

図1 人口の推移



※ 住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値（各年10月1日現在）

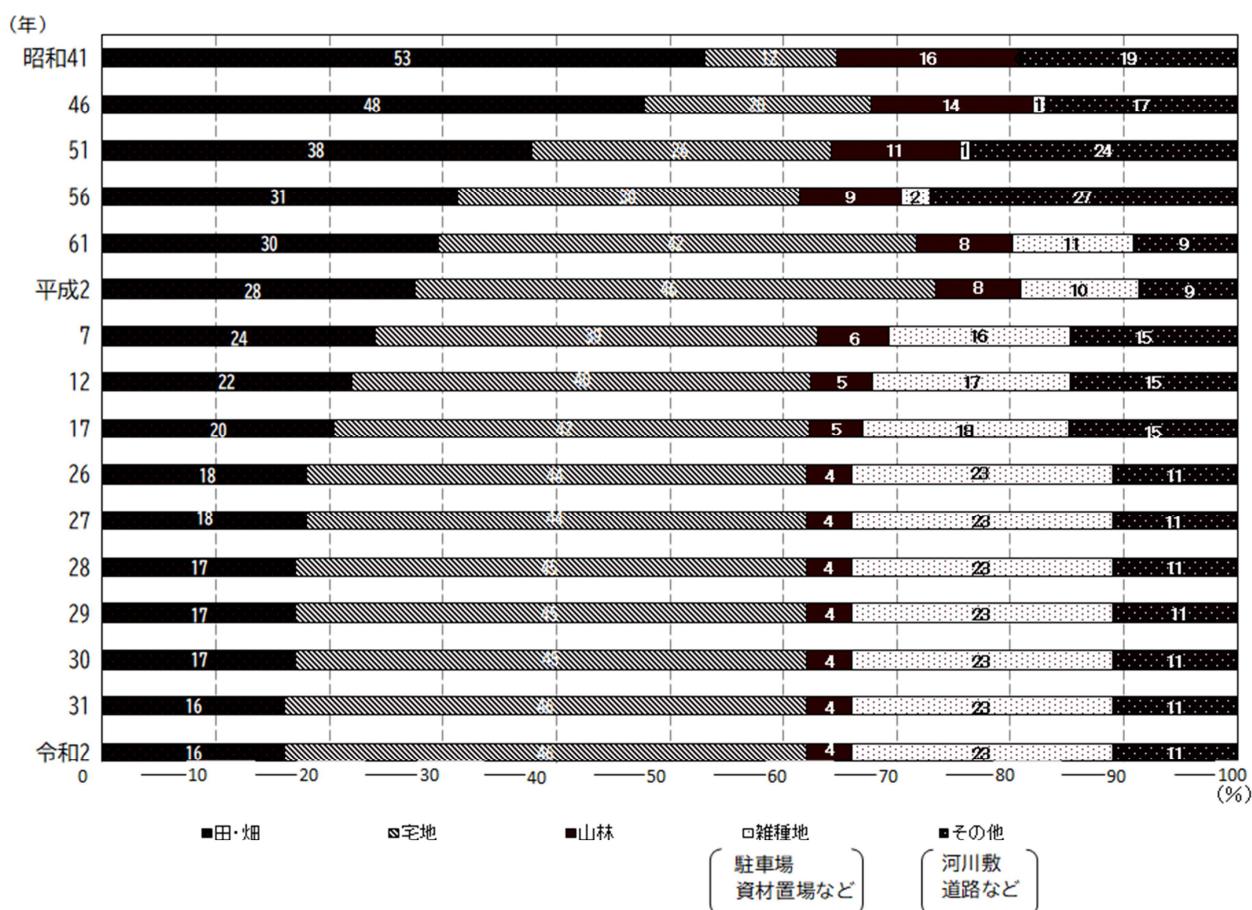
資料：統計にいざ【新座市】

3 土地利用

昭和30年代後半からの急激な人口増加は、主に民間の小規模な宅地開発によるものであり、特に鉄道駅周辺に宅地が形成されていきました。昭和41年には宅地の約4倍も存在した農地が、昭和50年代半ばには宅地とほぼ同じ面積となりました。さらに近年、JR武蔵野線新座駅周辺の土地区画整理事業地内などで宅地開発が進んだ影響もあり、現在では、農地の割合が宅地の半分以下までに減少しています（図2）。

鉄道駅周辺で宅地化が進む一方で、市中央部は市街化調整区域であるため、宅地化が抑制されました。その結果、市中央部においては武蔵野の面影を残す雑木林や農地が多く残されています。

図2 土地利用面積割合の推移



※ 各年1月1日現在

※ 平成5年に宅地と雑種地の集計方法を変更しました。

資料：統計にいざ【新座市】

II 第2次新座市環境基本計画の概要

1 望ましい環境像

市民、事業者及び市の三者の協働によって環境の保全等に向けた具体的な取組を推進していくためには、誰もが共感できる分かりやすい望ましい環境像が必要です。この計画では、次のように望ましい環境像を定め、環境の保全、回復及び創出に取り組んでいます。

望ましい環境像

みんなで築く 雜木林とせせらぎのある
住みよい環境のまち「にいざ」

(1) みんなで築く

自然を保全し、心安らかな生活ができる環境を守るために市だけではなく、市民及び事業者それぞれが「自分たちのまちは自分たちの手で」という意識を持ち、環境保全に向けた取組を自主的に進めることが必要不可欠です。

各主体の自主的な取組とその有機的な連帯と協働によって、みんなで環境保全に取り組むまちを目指します。

(2) 雜木林とせせらぎのある

武蔵野の面影を色濃く残す平林寺境内林などの雑木林や柳瀬川、黒目川及び野火止用水の水辺などは、先人によって大切に守られてきた誇ることのできる自然資源、歴史文化資源であり、住む人に安らぎと潤いを与えてくれるものです。

将来にわたって引き継ぐべき、これらの貴重な自然環境を守り、水と緑に恵まれた潤いのある快適なまちを目指します。

(3) 住みよい環境のまち「にいざ」

新座市には、農業などを営みながら長年住んできた人、自然が残されていながら都心への通勤も比較的便利な立地にひかれて移り住んだ人など、様々な人が暮らしています。

これら全ての市民が安心して健康に暮らせる生活環境や快適な都市環境を守り、つくり出していくとともに、環境にやさしい持続的に発展可能な循環型の社会を構築し、自然と人とが調和した誰もが住み続けたいと感じられるまちを目指します。

2 基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて、四つの基本目標を掲げます。

基本目標

- 地球にやさしい循環型の「まち」をめざそう
- 健康で安心して暮らせる「まち」をめざそう
- 自然と調和した潤いのある快適な「まち」をめざそう
- 環境保全のためにみんなが考え方行動する「まち」をめざそう

3 計画の対象範囲

この計画では、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」といった身近な環境を始め、更に視野を広げて「地球環境」を加え、これらの四つを対象範囲とします。

- ① 地球環境に関するもの
(地球温暖化・酸性雨などの地球環境問題)
- ② 生活環境に関するもの
(大気汚染・水質汚濁などの公害問題、廃棄物などの生活環境問題)
- ③ 都市環境に関するもの
(居住環境の整備などの都市環境問題)
- ④ 自然環境に関するもの
(森林の減少・生態系の破壊などの自然環境問題)

4 計画の推進期間

この計画では、平成 23 年度から（2011 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 12 年間を計画の推進期間とします。

計画の推進に当たっては、取組状況を点検するとともに、社会情勢の変化などに合わせて、適宜、計画内容や目標の見直しを行うこととしておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や本計画の上位計画である第 5 次新座市総合計画が延期したこと等から計画の推進期限を令和 2 年度から令和 4 年度に延長しました。

Ⅲ 環境を保全するための施策の推進状況

第1節 地球にやさしい循環型の「まち」をめざそう

第2節 健康で安心して暮らせる「まち」をめざそう

第3節 自然と調和した潤いのある快適な「まち」をめざそう

第4節 環境保全のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう

第1節 地球にやさしい循環型の「まち」をめざそう

1 地球温暖化の防止に努めよう

地球温暖化は、全ての動植物にとって深刻な環境問題であり、現在、国内外において、二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの排出抑制に向けた様々な対策が進められています。

この地球規模の環境問題を私たち一人ひとりが身近な問題として捉え、日常生活や事業活動の中で自動車の利用を控えるなど、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

温室効果ガスの削減に向けた取組



温室効果ガス排出量の算定・把握

自らが排出する温室効果ガスの量を算定・把握し、日頃地球環境にどれだけ負荷を与えているかを認識する。

市域から発生する温室効果ガス排出量の削減を目指した第2次新座市地球温暖化対策地域推進計画（計画期間：平成25年度から令和4年度までの10年間）を平成25年3月に策定し、もったいない運動など、温室効果ガスの排出量の抑制に向けた取組を進めています。

また、第3次新座市地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成28年度から令和4年度までの7年間）に基づき、市が自らの事務・事業の実施に伴って排出する温室効果ガス排出量の削減を図っています。

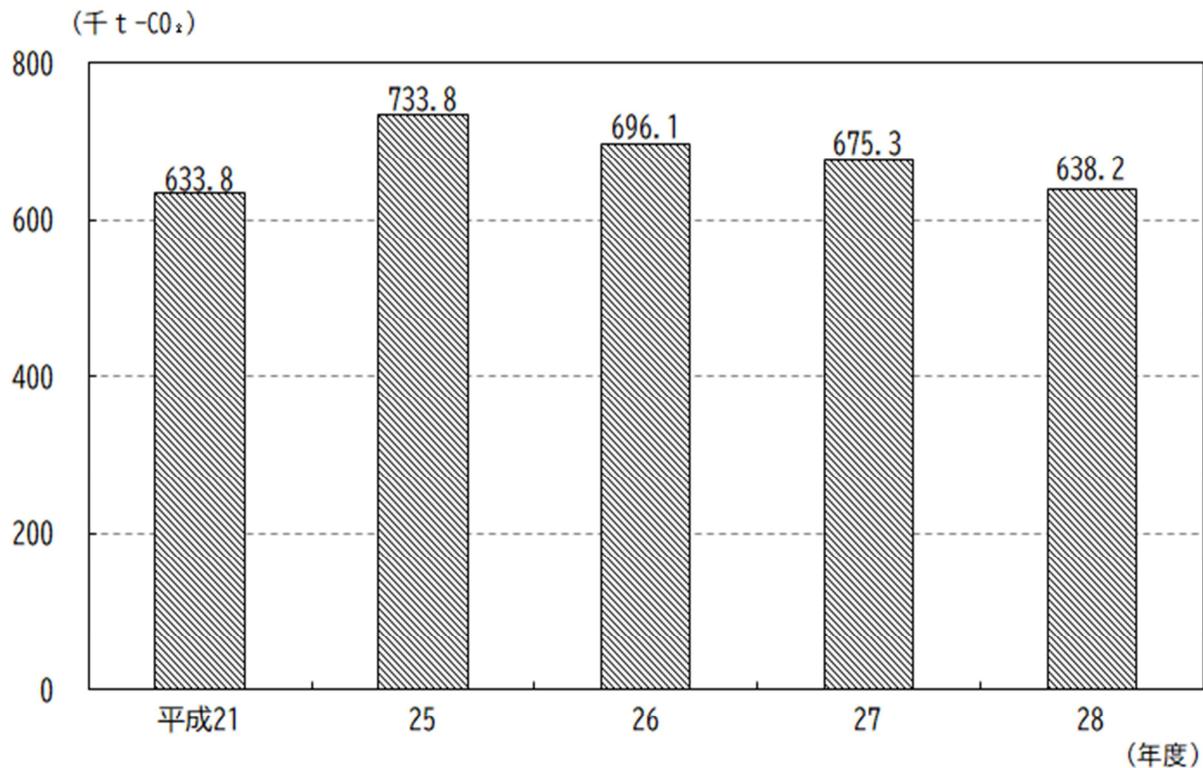
なお、第2次新座市地球温暖化対策地域推進計画及び第3次新座市地球温暖化対策実行計画の計画の推進に当たっては、取組状況を点検するとともに、社会情勢の変化などに合わせて、適宜、計画内容や目標の見直しを行うこととしておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や本計画の上位計画である第5次新座市総合計画が延期したこと等から計画の推進期限を令和2年度から令和4年度に延長しました。



市域における温室効果ガス排出量（※）

【埼玉県温暖化対策課】

※ 市内の全ての事業者や家庭から排出された温室効果ガスの量を指します。



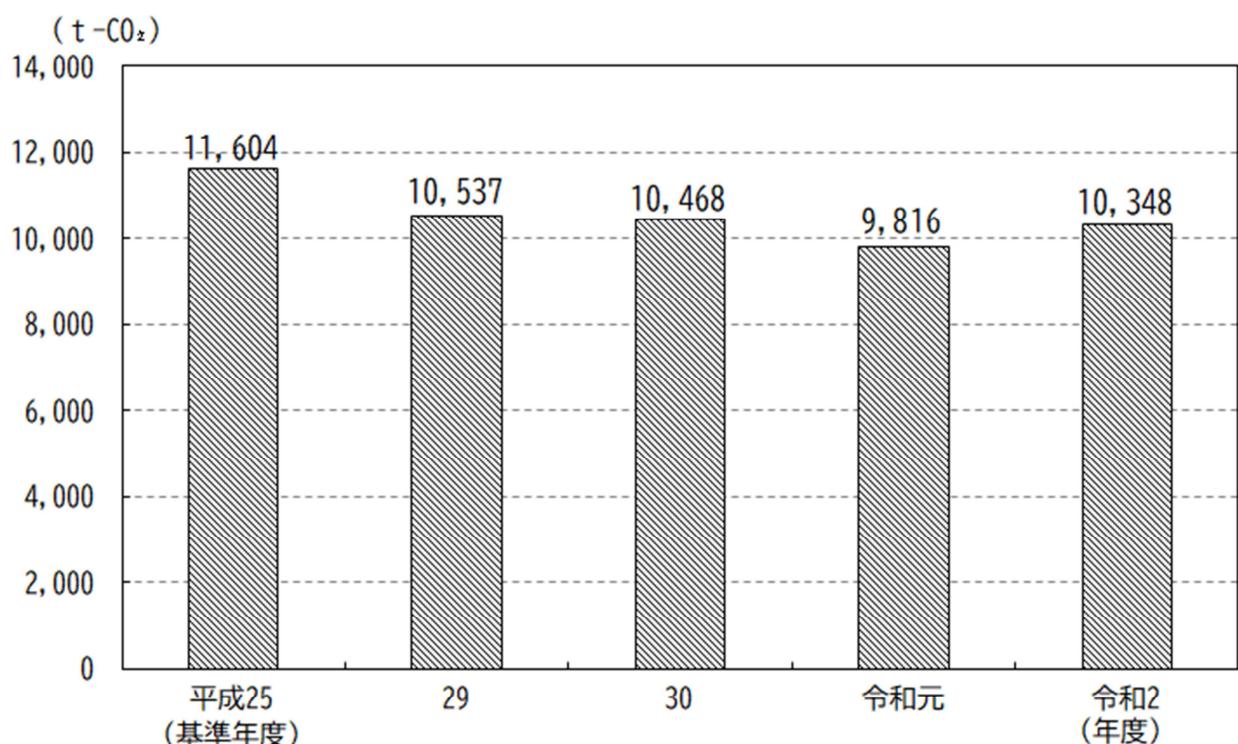
※埼玉県温暖化対策課により毎年公表していましたが、現在、公表内容が更新されていません。平成28年度が直近の市町村別の温室効果ガス排出量の推計結果となります。

資料：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書

市の事業の実施に伴う温室効果ガス排出量（※）

【環境課】

※ 市の業務（学校や公民館等の公共施設を含む）に伴い排出された温室効果ガスの量を指します。





エコライフの推進

地球環境への負担が少ない事業活動への転換を図る。

また、エコライフデーや打ち水イベントなどを実施し、もったいない運動の普及を進める。

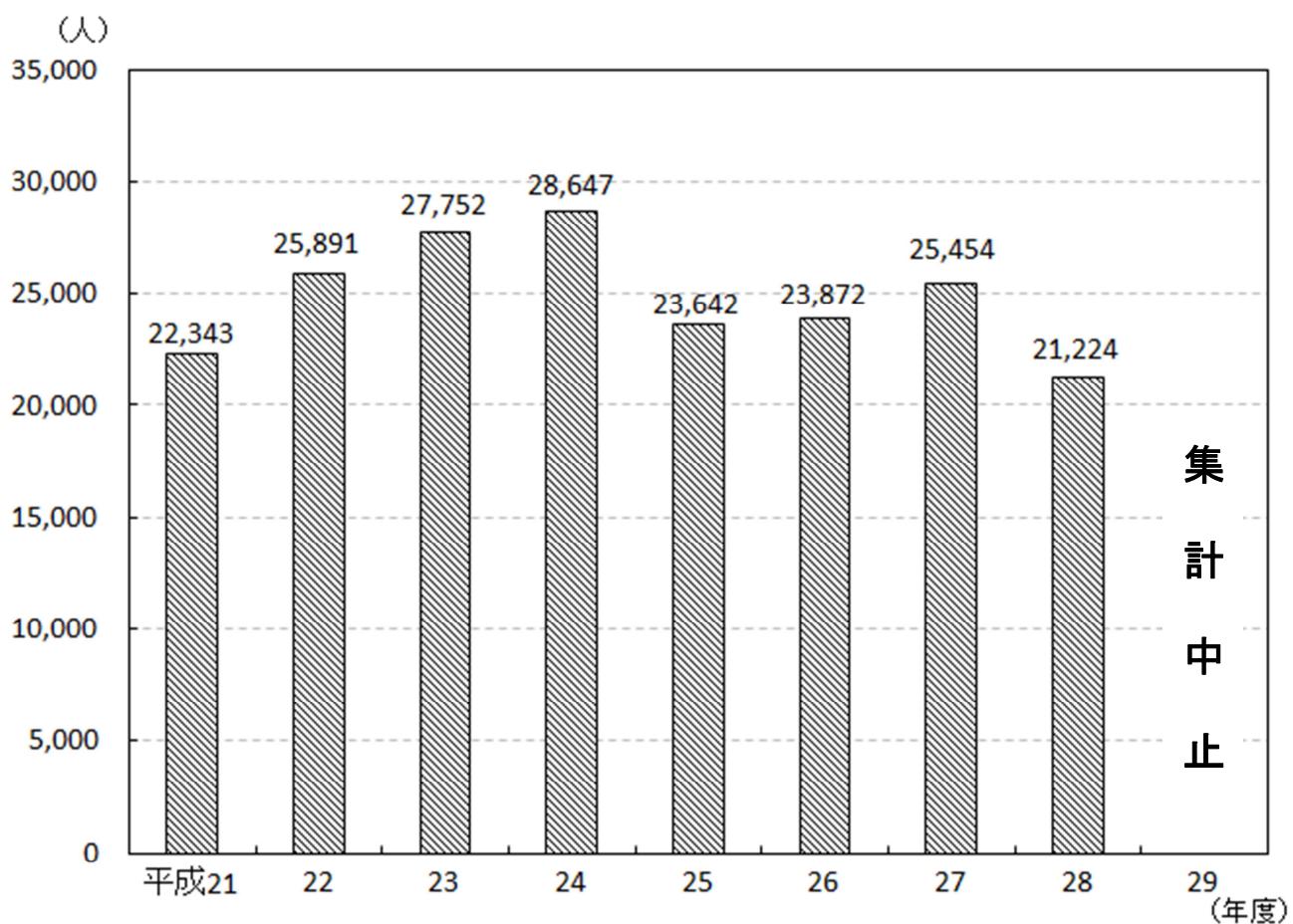
チェックシートを配布し、環境にやさしい暮らし（エコライフ）の実践を呼び掛け、日頃の生活を見直す機会とする新座市エコライフデー（12月の第1日曜日）を平成15年度から行っています（エコライフデーは、平成29年度からチェックシートの対応を小・中学生に限定し、町内会向けチェックシートの配布・回収・集計を止めていました）。

なお、市では、地球温暖化防止に向けた取組みとして、各町内会にエコライフデー周知を目的としたポスターを配布しています。）。

また、平成18年度から8月の1か月を推進期間として打ち水大作戦を実施していました。この打ち水大作戦は、地面にお風呂の残り湯や雨水をまくことで涼を得る打ち水の良さを再認識していただくため、町内会や小・中学校における打ち水の実施を呼び掛けるとともに、市主催のイベントを開催していました。（市主催のイベントについては、近年の夏季の天候不順に伴う水不足により平成29年度をもって終了しました）。

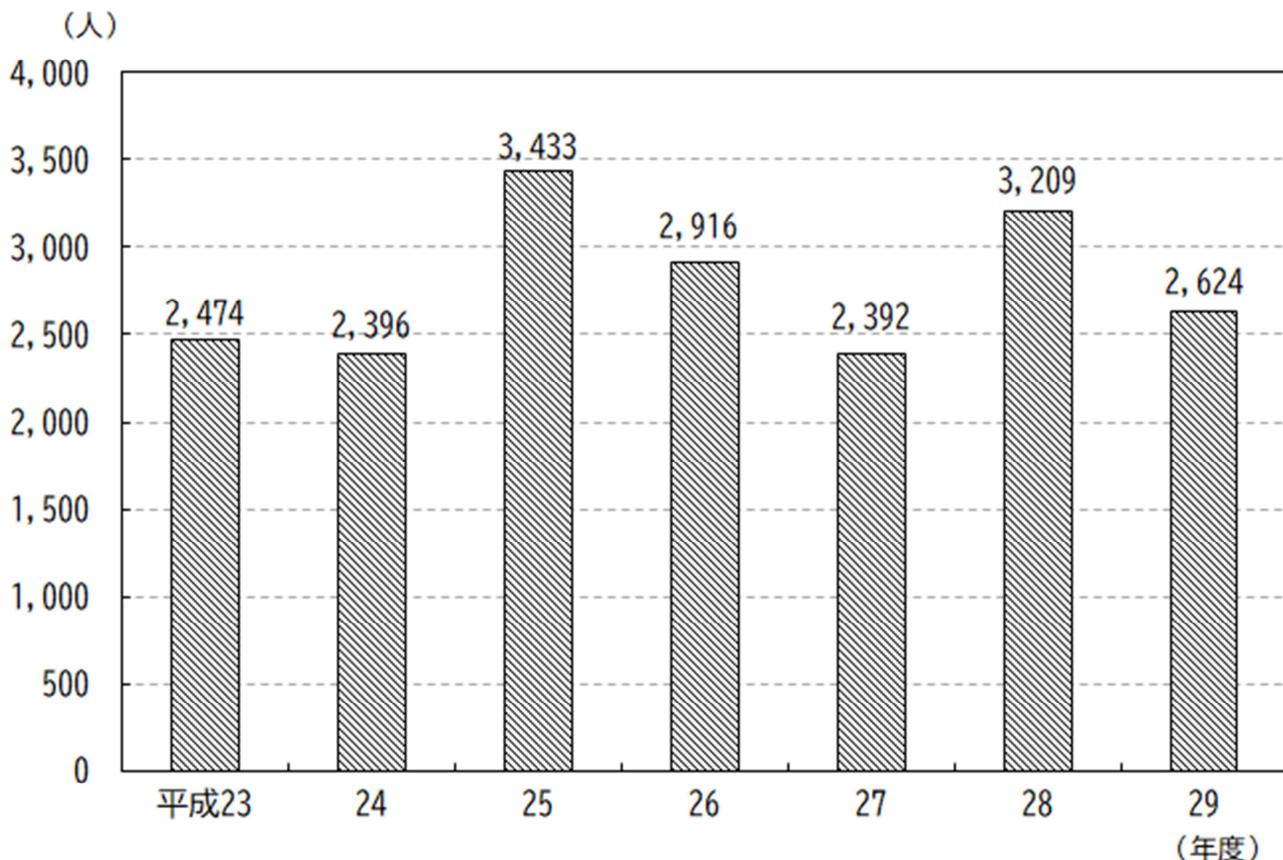
エコライフデーへの参加者数

【環境課】



打ち水イベントへの参加者数

【環境課】



地産地消の推進

直売所など地元の農産物を販売する場を設けるとともに、地元で採れた農産物を優先的に購入する。

地元の農産物を給食食材として積極的に使用するとともに、料理教室などのイベントで地産地消の推進を呼び掛けています。

また、市内2か所の直売所（野火止六丁目及び堀ノ内一丁目）で地元の農産物を販売するとともに、市内量販店（5店舗）と協力して店内に地元野菜コーナーを設置し、地場流通の拡大に努めています。なお、令和2年度には学校給食へ納入している地元の農家数が減少しました。

学校給食へ納入している地元の農家数・給食に地元の農産物を導入している学校数（累計）

【学務課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
農家数	12	12	11	10	10	8	10	10	10	9
学校数	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23

【参考】

市内産農産物の学校給食使用状況（累計）

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
品目数	251	248	250	264	264	310	272	254	254

令和2年度に使用した市内産農産物 23品目

枝豆	カブ	キャベツ	きゅうり	巨峰	ごぼう	小松菜
さつまいも	里芋	ジャガイモ	セロリ	大根	玉ねぎ	チンゲンサイ
冬瓜	とうもろこし	トマト	長ネギ	なす	人参	白菜
ブロッコリー	ほうれん草					



環境にやさしい交通手段の活用

移動するときは、公共交通機関や自転車を優先的に利用する。また、国などに対し、公共交通網の整備推進を働きかける。

公務で近距離の場所に移動するときは、自転車を積極的に使用しています。

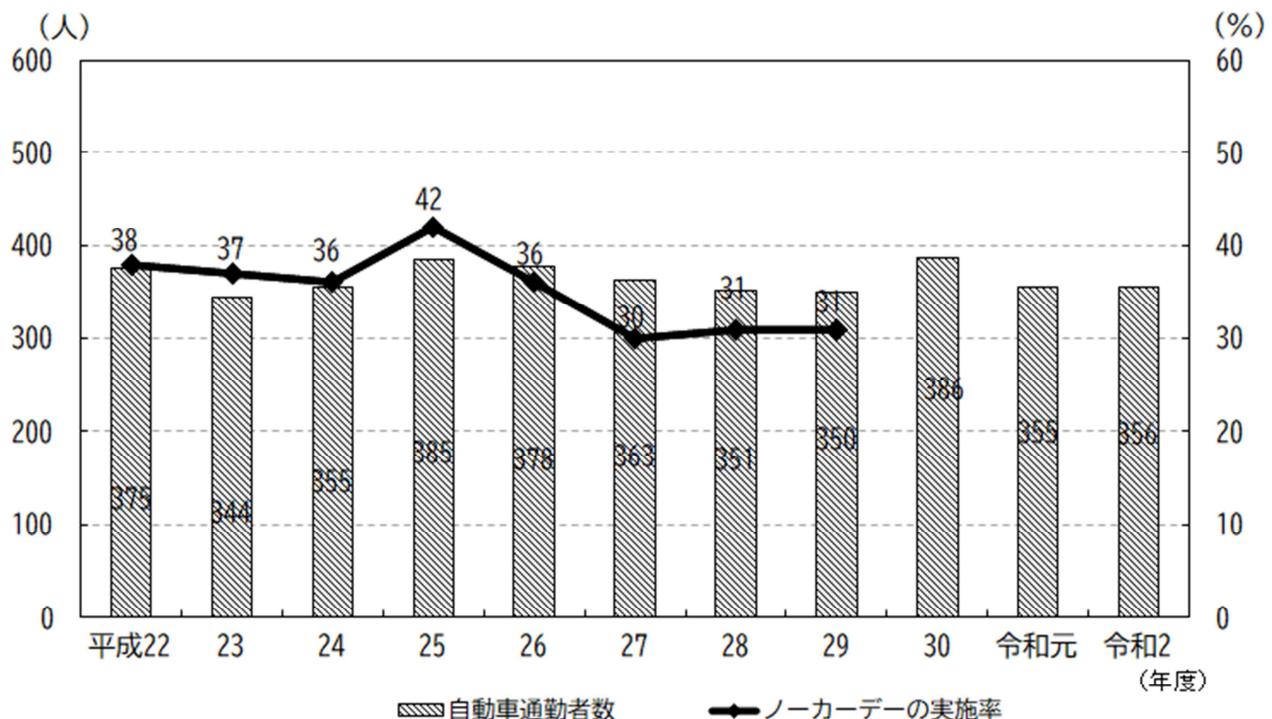
また、毎週水曜日をノーカーデー（自動車の利用自粛日）と定め、職員は、通勤時における自動車の利用の自粛に努めています（ノーカーデーの実施率の集計は平成 29 年度をもって廃止しました）。

公用自転車の台数（累計）

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
台数	54	65	65	120	120	138	138	133	120	120

市職員のうち自動車通勤者数・市職員の通勤時におけるノーカーデー（自動車の利用自粛日）の実施率
【環境課】



エコドライブの推進

急加速や空ぶかしはせず、ふんわりアクセルやアイドリング・ストップを実践するなど環境にやさしい運転を心掛ける。

埼玉県生活環境保全条例により義務付けられている自動車の駐停車中のアイドリング・ストップについて、一定規模以上の駐車場の設置者に対して、開発行為の事前協議時に、場内への看板の掲示等により周知を図るよう指導しています。

アイドリング・ストップに関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	1	0	1	3	7	3	5	2	2	6



低公害車・低燃費車の利用の推進

車を購入するときやレンタカーなどを利用するときは、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車・低燃費車を優先的に選択する。

公用車を導入する際は、低公害・低燃費車を優先的に選択しています。天然ガス自動車は老朽化に伴い平成28年度をもって使用を廃止しました。また、令和2年度には、軽自動車が5台リースアップしましたが、新たに4台のリース車を含む軽自動車7台を導入したため、全体としては、2台増となりました。

(単位：台)

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
天然ガス自動車	6	2	1	1	1	0	0	0	0	0
ハイブリッド自動車	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
軽自動車 (ガソリン車)	73	84	85	86	87	87	91	91	90	92
電気自動車	-	1	3	3	4	4	4	3	3	3

2 エネルギー対策に取り組もう

私たちは、日常生活や事業活動の中で、電気やガス、ガソリンなどの様々なエネルギーを利用していますが、多大なエネルギー消費は、生活を便利にしてくれる一方で、温室効果ガス排出量を増加させるなど地球環境に大きな影響を及ぼしています。

こうした環境への負荷を軽減するため、日頃から節電などに努めるとともに、高効率給湯器を始めとした省エネルギー型設備や太陽光発電システムなどの新エネルギー利用型設備を積極的に導入します。

省エネルギーへの取組



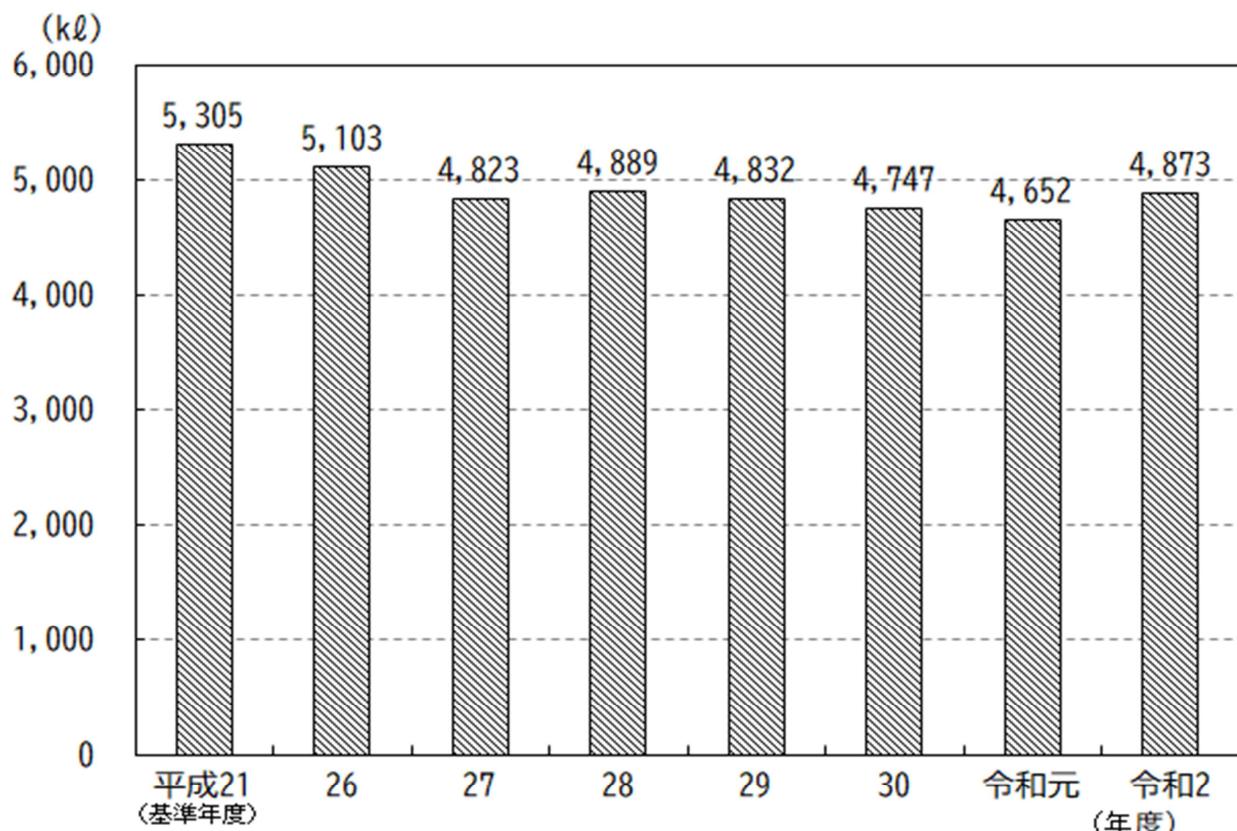
省エネルギー対策の推進

石油・天然ガスなどの資源は限りがあることを認識し、電気などのエネルギー使用量を削減する。

環境にやさしいオフィスを目指し、エネルギー使用量を必要最小限に抑えるよう努めており、業務に支障がない範囲での照明の間引きや冷暖房使用時の適切な温度管理（冷房時28℃、暖房時20℃）などを実践しています。

市の施設の年間エネルギー使用量（原油換算量）

【環境課】





住宅・施設における省エネルギー型設備の導入

二重サッシなどで冷暖房の効率を高めるとともに、LED照明などの省エネ機器を設置し、電気などのエネルギーの使用量を減らす。また、高効率給湯器などの設置費に対する補助を行い、設備の普及を進める。

公共施設の新設及び改修に合わせて、積極的に省エネルギー型設備を導入しており、令和元年度には、既存の集会所（栗原ふれあいの家、東一丁目集会所）の修繕に伴いLED照明を導入しました。なお、令和2年度現在、公共施設にLED式園内灯30基、LED式人感センサー付きトイレ灯5基、LED式トイレ灯1基、ソーラー式LED園内灯1基、ソーラー式LED園内灯2基を導入しています。

また、平成22年度から高効率給湯器の設置費に対する補助を行っていました（平成29年度をもって終了しました。）。

※平成29年度からESCO事業（公共施設のLED化）を導入し、新座駅南口地下自転車駐車場及び新座市営墓園の照明器具のLED化を実施したことにより、電気使用量を減らしました。

高効率給湯器設置費補助金の交付件数

【環境課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30
件数	125	135	281	127	56	50	45	廃止

新エネルギー（※）の有効利用

※ここでの新エネルギーとは、現在の再生可能エネルギーのことを指します。



住宅・施設における新エネルギー（※）利用型設備の導入

太陽光発電や風力発電などの新エネルギー（※）を利用した設備の導入を進める。また、太陽光発電システムなどの設置費に対する補助を行い、設備の普及を進める。

公共施設の新設及び改修に合わせて、積極的に新エネルギー（※）利用型設備を導入しています。令和元年度は、公共施設2施設（児童発達支援センター及び第二老人福祉センター）の新設に伴い太陽光発電システムを導入しました。

なお、平成21年度から太陽光発電システムの設置費に対する補助を行っていました（平成29年度をもって終了しました。）。

新エネルギー（※）利用型設備を導入した公共施設数（累計）

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
施設数	10	19	22	27	33	36	37	38	40	40

【太陽光発電システム】

- 三軒屋公園前自転車駐車場：7.524kW
 市営墓園：5.4kW
 ふるさと新座館：3.24kW
 栄五丁目集会所：3.2kW
 石神集会所：3.075kW
 野火止四丁目集会所：3.0kW
 野寺集会所：3.0kW
 栗原六丁目集会所：3.0kW
 北野ふれあいの家：3.0kW
 野火止中集会所：2.88kW
 野火止一丁目集会所：3.0kW
 新座ふれあいの家：3.5kW
 東三丁目集会所：3.0kW
 新堀一丁目集会所：3.0kW
 第一保育園：4.0kW
 第二保育園：4.0kW
 北野保育園：4.0kW
 西堀保育園：3.345kW
 児童発達支援センター：4.4kW
 新座保育園：4.0kW
 東北放課後児童保育室：4.0kW
 野火止放課後児童保育室：3.0kW
 新堀放課後児童保育室：4.0kW
 水道管理センター：3.4kW
 野火止浄水場：10.0kW
 大和田小学校：20.0kW
 片山小学校：10.0kW
 八石小学校：4.5kW
 野寺小学校：5.5kW
 新堀小学校：4.62kW
 東野小学校：20.0kW
 陣屋小学校：20.0kW
 新座中学校：4.62kW
 第四中学校：4.62kW
 市民会館・中央図書館：11kW (5.5kW×2基)
 けやきの家：3.843kW
 新座市役所本庁舎：30.0kW
 第二老人福祉センター：4.0kW

【太陽電池式回転灯】

- 野火止用水公園トイレ：0.085kW×2基

太陽光発電システム設置費補助金の交付件数・補助対象の総発電出力

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30
件数	174	188	223	165	87	68	44	廃止
出力(kW)	605	709	874	736	368	282	246	廃止

未利用エネルギーの有効利用



ごみ処理施設における排熱の有効利用

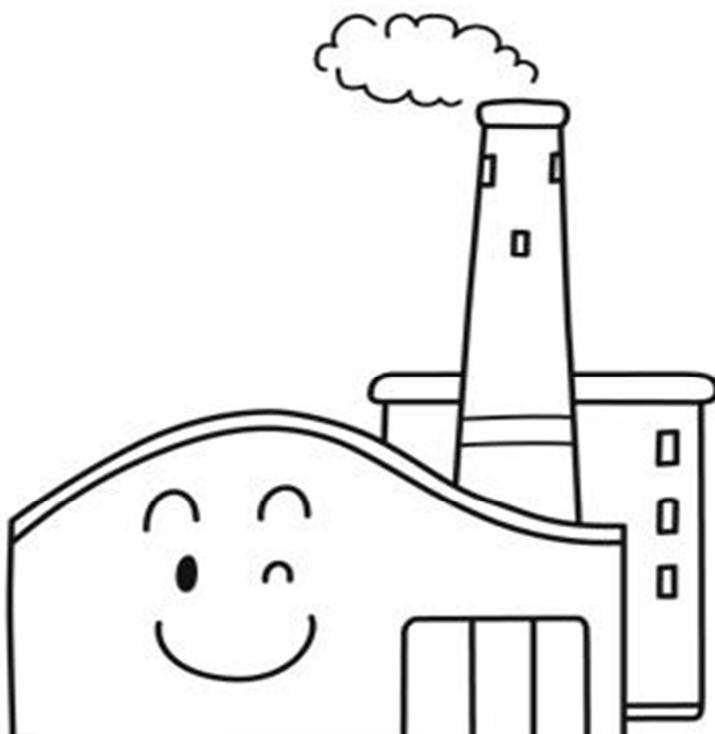
志木地区衛生組合新座環境センターでの焼却に伴う排熱で温水を作り、近隣の公共施設へ供給する。

ごみの焼却に伴う排熱を利用して温水を作り、隣接する第二老人福祉センターに供給し、施設内の風呂に利用していました。前年度と比較して供給量が減少していますが、第二老人福祉センターの移転により志木地区衛生組合新座環境センターからの温水供給が令和元年12月をもって終了となりました。

第二老人福祉センターへの温水の供給量

【長寿はつらつ課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
供給量 (m ³)	2,860	2,610	3,158	4,420	4,284	4,139	3,522	4,349	3,066	終了



循環型社会の構築に向けて、大量にごみを発生させるライフスタイルや事業内容を見直し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）をスローガンとして、ごみの分別の徹底やコンポストの利用など、各種のごみ減量に向けた取組を推進します。

ごみの発生抑制（リデュース）に向けた取組



ごみの減量の推進

事業や建設工事などの実施に伴うごみの排出量を削減する。また、生ごみ処理容器の購入費に対する補助を行い、設備の普及を進める。

家庭系のごみ・リサイクル資源については、第2次新座市一般廃棄物処理基本計画に基づき、5種15分別による分別収集や町内会などにおける集団資源回収を実施し、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めており、年々減少していましたが、今般の新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの導入や推進により、自宅での事業活動が増加したことに伴い、令和元年度に増加に転じ、令和2年度には更に増加となりました。また、昭和62年度から令和元年度まで家庭用生ごみ処理容器の購入費に対する補助を行ってまいりましたが（平成17年度から平成20年度は休止）、令和2年3月31日をもって制度を廃止しました。

また、事業系ごみ・リサイクル資源については、家庭用ごみの増加する一方で、令和2年度には排出量が減少となりました。

さらに、志木地区衛生組合に月量4トン以上を搬入する事業者を多量排出事業者に認定し、ごみの減量化及び再資源化に努めるよう指導していますが、令和2年度については、3事業者が認定から外れた一方で、新たに4事業者が認定されたため、結果として多量排出事業者の認定数が増加しました。

なお、エコ商品の取り扱いやマイバッグの利用促進などに取り組んでいる店舗を新座市ごみ減量・再資源化協力店に認定していましたが、法令の整備や社会的な関心の高まりにより、エコ商品の取り扱いやマイバッグの使用奨励が一般的な取り組みとなり、本認定事業については、一定の成果を収めたものと判断し、平成31年3月31日をもって制度が廃止となりました。同様の理由で生ごみ処理容器購入費の補助についても、ごみの排出量削減について一定の成果を収めたことより、令和2年3月31日付けをもって制度を廃止しました。



家庭におけるごみ・リサイクル資源の排出状況

【環境課】

(単位:トン)

年度	可燃 ごみ	不燃 ごみ	廃乾電池	リサイクル資源						粗大 ごみ	合計 (B)	資源化 率(%)
				カン	ビン	ペット ボトル	紙布類・ 紙パック	資源プラ スチック	小計 (A)			
平成23	26,482	1,259	42	547	1,266	541	7,418	1,156	10,928	985	39,696	27.5
24	26,592	1,236	40	542	1,246	550	7,276	1,145	10,759	1,040	39,667	27.1
25	26,450	1,258	37	553	1,270	551	7,281	1,182	10,837	1,084	39,666	27.3
26	26,256	1,148	36	557	1,255	543	6,844	1,203	10,402	1,051	38,893	26.7
27	26,250	1,143	46	543	1,260	561	6,607	1,259	10,230	1,120	38,789	26.4
28	25,955	1,184	41	536	1,229	563	6,161	1,279	9,768	1,150	38,098	25.6
29	25,957	1,190	41	536	1,190	584	5,935	1,296	9,541	1,179	37,908	25.2
30	25,884	1,179	42	517	1,133	610	5,632	1,320	9,212	1,250	37,567	24.5
令和元	26,422	1,165	42	524	1,092	612	5,483	1,368	9,079	1,325	38,033	23.9
令和2	26,871	1,323	46	574	1,149	649	5,567	1,456	9,395	1,455	39,090	23.9

事業者におけるごみ・リサイクル資源の排出状況

【環境課】

(単位:トン)

年度	可燃 ごみ	不燃 ごみ	リサイクル資源				合計 (B)	資源化 率(%)
			カン	ビン	ペット ボトル	小計 (A)		
平成23	9,273	2	2	19	0	21	9,296	0.2
24	8,721	1	1	18	1	20	8,742	0.2
25	8,884	1	1	16	1	18	8,903	0.2
26	9,001	1	1	15	1	17	9,019	0.2
27	9,036	1	1	12	1	14	9,051	0.2
28	8,789	1	1	12	1	14	8,804	0.2
29	8,774	1	1	10	1	12	8,787	0.1
30	9,008	1	1	8	1	10	9,019	0.1
令和元	9,430	1	1	8	1	10	9,441	0.1
令和2	8,712	1	1	7	1	9	8,722	0.1

多量排出事業者の認定数（累計）

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
認定数	17	19	19	17	17	16	16	21	18	19

ごみ減量・再資源化協力店の認定数（累計）

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
認定数	30	30	30	27	27	26	26	25	廃止	—

生ごみ処理容器購入費補助金の交付件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
認定数	16	10	16	17	12	16	12	17	12	廃止



ごみの再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）に向けた取組



物の再使用・修理の推進

リサイクルマーケットを開催するなど物の再使用の推進を図る。

家庭で不用になった物を持ち寄る場としてリサイクルマーケットを開催し、再使用が可能な物を譲りたい方と譲り受けたい方を相互に紹介する再利用あっせん窓口を設けています。

令和2年度のリサイクルマーケットは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から中止となりました。

再利用あっせん窓口については、電話連絡による登録を行っておりましたが、平成30年9月1日から個人情報保護等の理由のため、来庁し、本人確認を行った上で登録を行うように変更したことで、個人情報保護の強化により利用者の安心度が高まる一方で、手続きに手間がかかることで利用者が減少となりました。また、図書館で不用になった図書や雑誌を館内に配布スペースを常設するほか、福祉の里図書館でリサイクルブックフェアを開催し、無償で配布しています。

リサイクルマーケットの開催状況

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
出店件数	春	中止	123							
	秋	119	115	121	106	105	67	70	60	93

※平成25年から年1回（秋）の開催に変更

再利用あっせん窓口の成立件数

【経済振興課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	116	80	105	102	99	60	52	27	2	1

図書館における図書の再利用冊数

【中央図書館】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
冊数	19,006	15,902	10,013	11,070	14,910	14,895	10,410	16,488	13,588	17,113



ごみの分別の徹底・再資源化の推進

リサイクル資源の回収量に応じた奨励金を交付するなど資源回収を行っている団体の活動を支援する。

町内会のほか、PTA、自治会、スポーツ団体等を中心に、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類・アルミ缶などの集団資源回収が行われており、実施団体に対して資源物（紙・布類）の回収量に応じた奨励金を交付しています（1kg当たり4円）。

集団資源回収の実施団体数（累計）

【環境課】

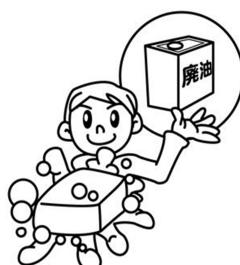
年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
団体数	159	160	160	157	159	157	158	155	146	142



廃食用油・剪定枝などの有効活用

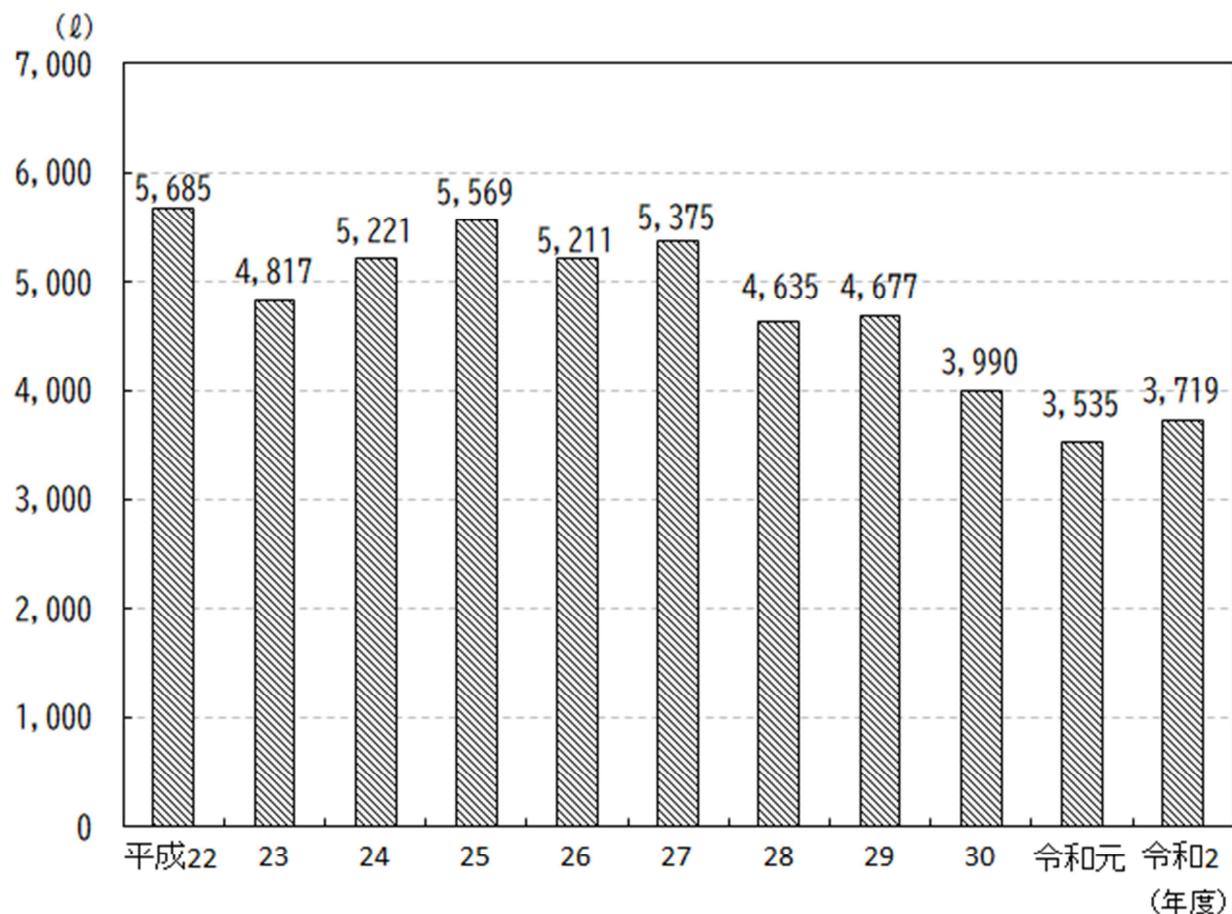
道路や公園などで剪定した樹木のチップ化・落ち葉の堆肥化などを図り、有効に利用する。また、集めた廃食用油は、リサイクルせっけんなどに再利用する。

学校、公園、道路、河川等の剪定枝葉は、堆肥にしたり、チップにしたもの公園の歩道材料として再利用したりするなど有効活用を図っています。また工場の解体に伴い令和元年度からにいざリサイクルせっけんの製造販売事業が終了となりましたが、廃食用油は、市内事業者に引き渡し、工業用せっけんの材料として活用されています。



廃食用油の回収量

【環境課】



リサイクル石けんの製造量・販売額

【環境課】

年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
製造量 (kg)	1,910	2,134	2,211	3,356	4,410	2,107	2,207	1,047	終了	終了
販売額 (円)	717,600	706,200	679,800	725,000	614,400	555,860	573,400	536,200	324,200	終了

学校で剪定した樹木から造られたチップの量

【教育総務課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
チップの量 (t)	83	86	77	60	44	56	48	93	64	80

水は、私たち人間だけでなく、全ての生物にとって不可欠なものです。限られた水資源を適切に利用していくため、一人ひとりが日頃から節水を心掛けるとともに、雨水貯留槽など雨水を有効に利用する設備の導入を推進します。

節水への取組



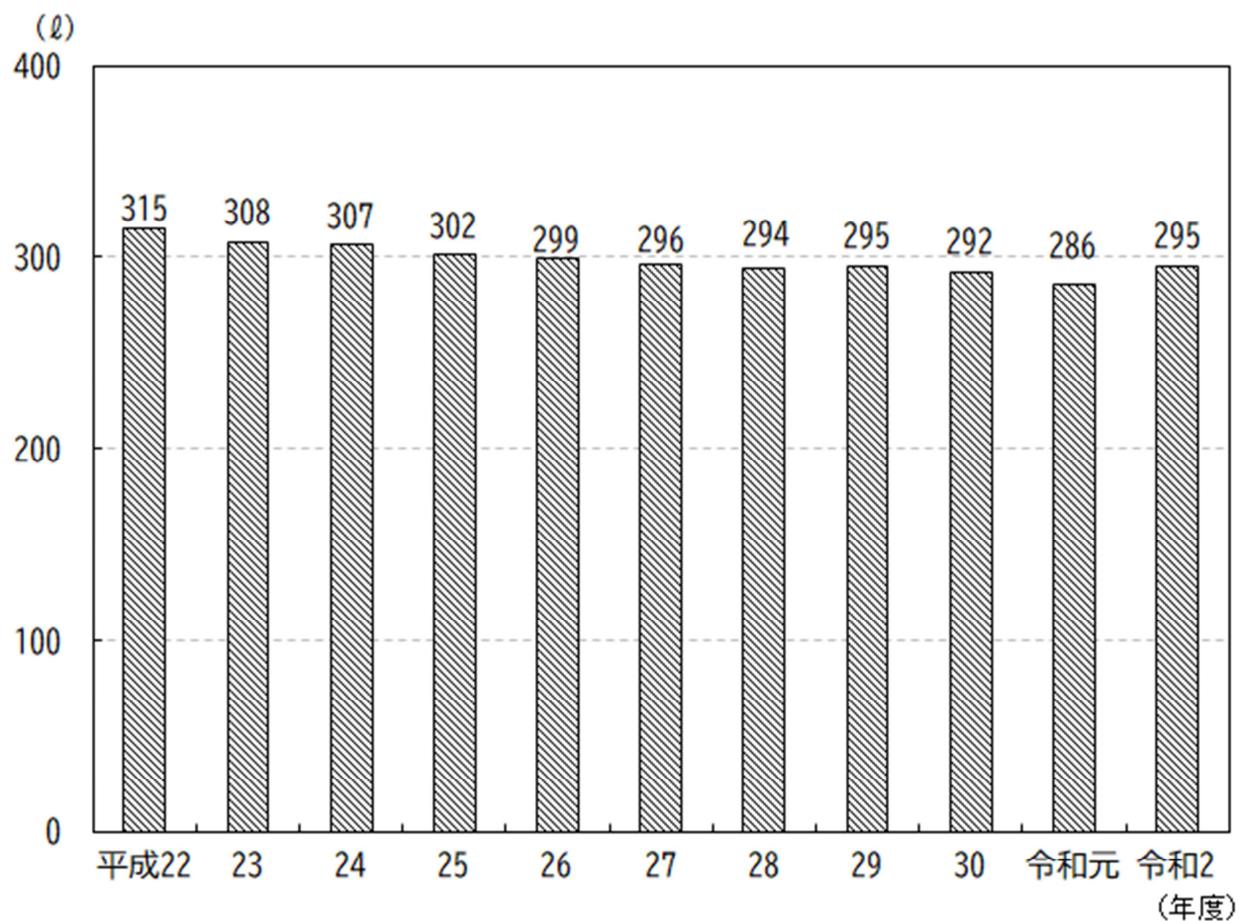
節水の推進

水は限りある資源であることを認識し、日頃から節水に努める。

6月1日から同月7日までの水道週間には、水の大切さや節水を広く呼び掛けています。

市民一人1日当たりの配水量

【水道業務課】



水の有効利用



住宅・施設における雨水利用型設備の導入

タンクなどに雨水をため、草花などへの水やり・トイレの洗浄などに利用する。また、雨水貯留槽などの購入費に対する補助を行い、設備の普及を進める。

公共施設の新設及び改修に合わせて、積極的に雨水利用型設備を導入しており、隨時、草花への水やり等に利用する雨水貯留槽を集会所等に導入しております。

なお、平成 22 年度から雨水貯留槽の購入費に対する補助を行っています（令和 3 年度は休止）。

雨水利用型設備を導入した公共施設数（累計）

【施設所管課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
施設数	7	8	24	33	38	40	40	41	42	44

市役所：散水（本庁舎）、トイレの洗浄水（第二庁舎）

小学校 17 校：散水（西堀小、片山小、第四小、八石小、東北小、野火止小、野寺小、池田小、新堀小、東野小、栄小、石神小、新開小、栗原小、陣屋小、新座小）、トイレの洗浄水（大和田小）

中学校 6 校：散水（新座中、第二中、第三中、第四中、第五中、第六中）

集会所 10 か所：散水（栄五丁目集会所、石神集会所、野火止中集会所、野火止四丁目集会所、栗原六丁目集会所、北野ふれあいの家、野火止一丁目集会所、新座ふれあいの家、東三丁目集会所、新堀一丁目集会所）

新座保育園：散水

放課後児童保育室 3 か所：散水（東北、池田、陣屋）

老人福祉センター：散水

第二老人福祉センター：散水

市民会館：散水

東北コミュニティセンター：散水

新座駅南口地下自転車駐車場：トイレの洗浄水

雨水貯留槽設置費補助金の交付件数・補助対象の貯留容量

【環境課】

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	17	8	8	11	11	6	5	3	19
容量 (ℓ)	2,745	1,467	1,517	1,460	1,630	830	760	240	2,660

第2節 健康で安心して暮らせる「まち」をめざそう

1 公害の防止に努めよう

公害とは、主に「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壤汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」が挙げられますが、そのほかにも、アスベストなどの有害化学物質による被害も公害の一つとして捉えられています。

これらの公害の防止に向けて、環境関連法令などの規制・基準に基づく対策を推進し、自然環境の汚染の未然防止や生活環境の保全に努めます。

大気汚染の防止



大気汚染の監視・測定の実施

埼玉県などと協力して、大気の汚染状況を監視する。

市内 36 地点で大気中の二酸化窒素濃度の測定を行っています。

また、埼玉県が行っている規制対象施設への立入検査に同行して情報を収集しています。

なお、埼玉県が市内 1 地点（水道管理センター）で大気中の二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の常時監視を行っています。

二酸化窒素の測定結果

【埼玉県大気環境課】

【日平均値が環境基準を超えた日数】(環境基準 0.06ppm)

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書

二酸化硫黄の測定結果

【埼玉県大気環境課】

【日平均値が環境基準を超えた日数】(環境基準 0.04ppm)

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書

浮遊粒子状物質の測定結果

【埼玉県大気環境課】

【日平均値が環境基準を超えた日数】(環境基準 0.10mg/m³)

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
日数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

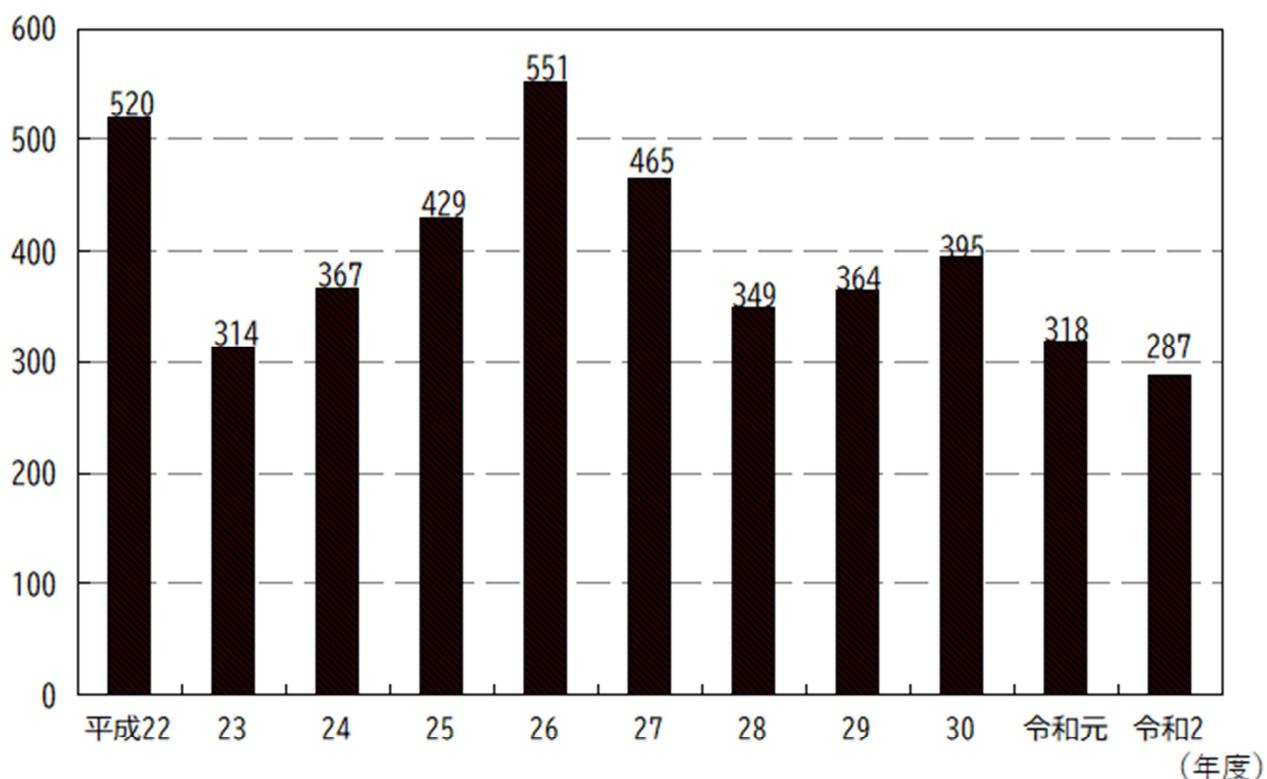
資料：大気汚染常時監視測定結果報告書

光化学オキシダントの測定結果

【埼玉県大気環境課】

【昼間の1時間値が環境基準を超えた時間数】(環境基準 0.06ppm)

(時間)



資料：大気汚染常時監視測定結果報告書

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
件数	6	1	1	0	1	0	0	0	0	0

【参考】大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

水質汚濁の防止



水質汚濁の監視・測定の実施

埼玉県などと協力して、河川の汚染状況を監視し、水質事故が発生した場合は、その原因究明・再発防止に努める。

柳瀬川及び野火止用水の水質測定を年2回行っています。

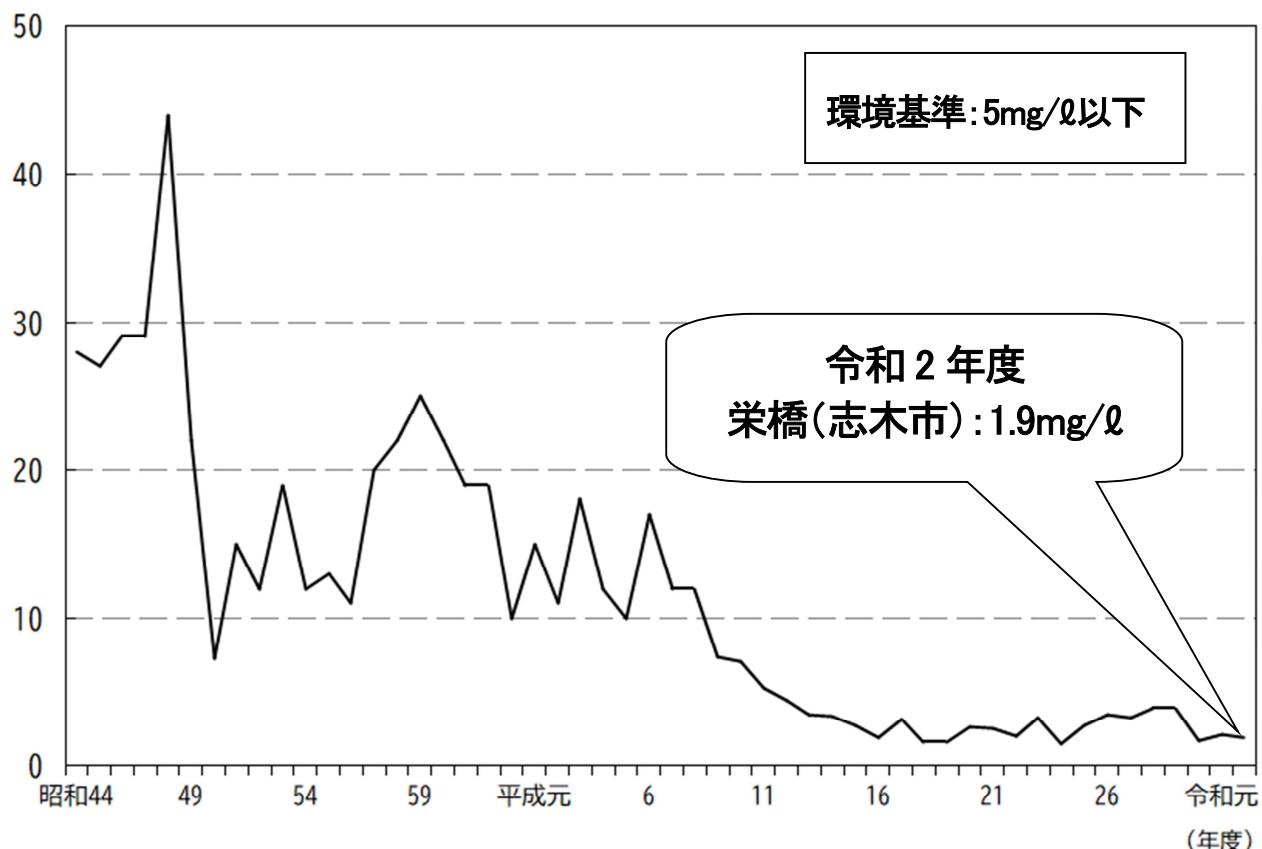
また、埼玉県が行っている規制対象施設への立入検査に同行して情報を収集しています。

なお、柳瀬川及び黒目川については、埼玉県が水質測定を月1回行っています。

柳瀬川・黒目川・野火止用水の水質測定結果

【埼玉県水環境課】【環境課】

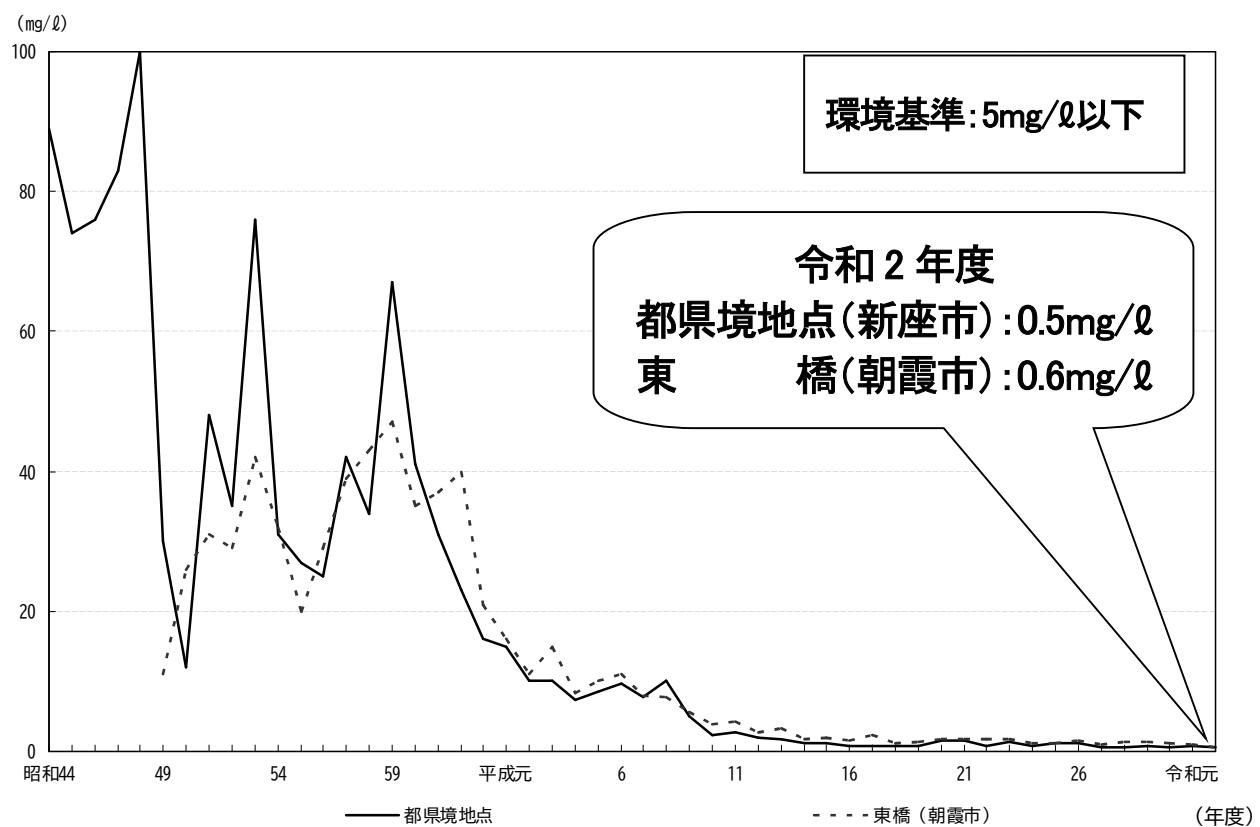
【柳瀬川におけるBOD濃度（75%値）】



※ 柳瀬川は、生活環境の保全に関する環境基準でC類型に指定されています。

資料：公共用水域及び地下水の水質測定結果（総括編）【埼玉県水環境課】

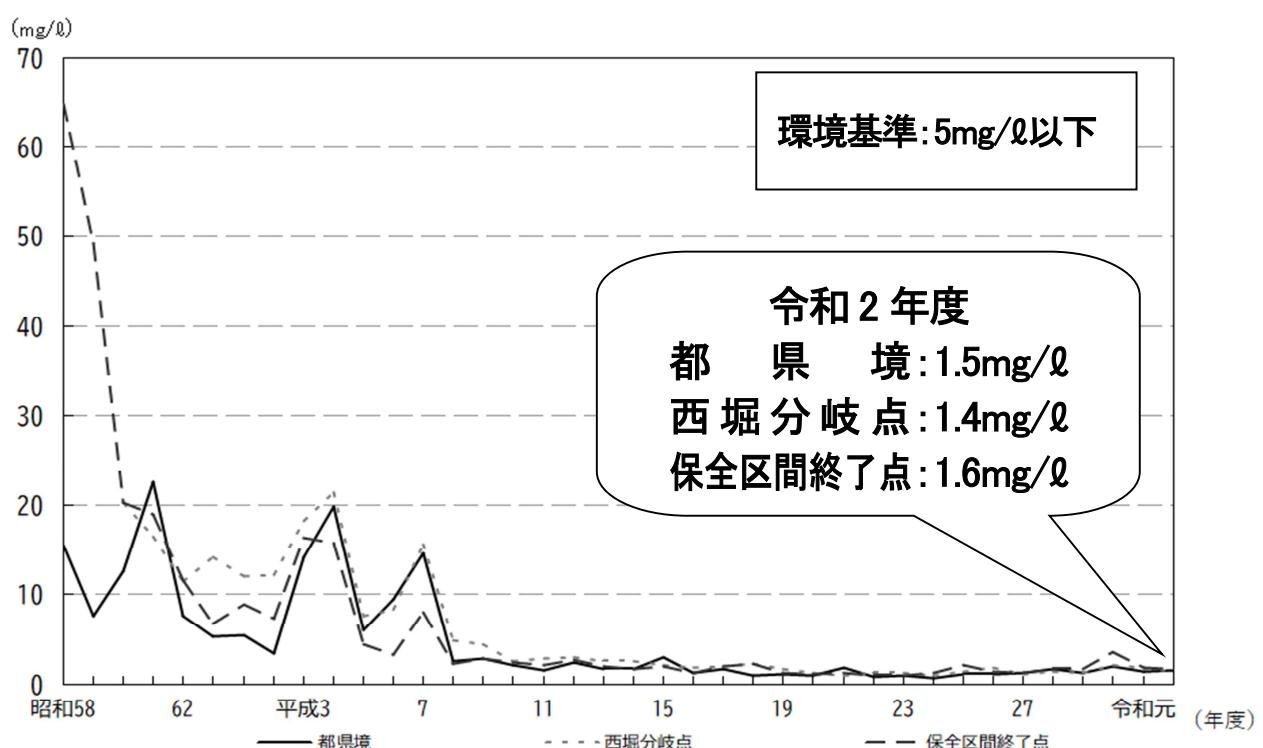
【黒目川におけるBOD濃度（75%値）】



※ 黒目川は、生活環境の保全に関する環境基準のC類型に指定されています。

資料：公共用水域及び地下水の水質測定結果（総括編）【埼玉県水環境課】

野火止用水におけるBOD濃度（年平均値）】



※ 野火止用水は、生活環境の保全に関する環境基準は適用されません。

資料：河川等水質測定業務委託報告書【環境課】

工場・事業場への立入検査（埼玉県）同行件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	4	0	4	0	15	0	0	1	1	2

【参考】公共用水域の水質汚濁に係る環境基準
 (生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く。）)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	—

※ 基準値は、日間平均値とする。



公共下水道の整備・水洗化の推進

公共下水道の整備を進める。

公共下水道は、既存の事業計画区域の整備と並行し、新たな計画区域の整備や土地区画整理事業に合わせた整備を効率的に行ってています。また、公共下水道への未接続建物の所有者に対して、水洗化するよう指導しています。

公共下水道の普及率・水洗化率

【下水道課】

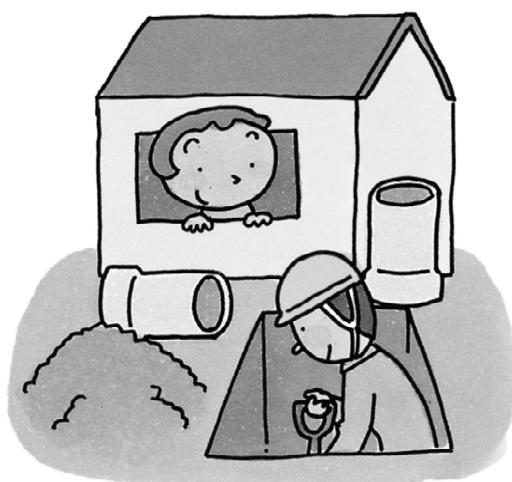
年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
普及率 (%)	93.8	94.5	94.8	94.9	94.5	94.4	94.4	95.3	97.2	97.3
水洗化率 (%)	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.5

※ 公共下水道普及率とは、行政人口に対する処理区域人口の割合を、水洗化率とは、処理区域人口に対する水洗化人口の割合を表しています。

公共下水道未接続者に対して市が指導した件数

【下水道課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
件数	678	717	776	1,030	929	931	818	812	781	748





公共下水道の未整備区域における合併処理浄化槽の設置・維持管理の推進

合併処理浄化槽の設置費に対する補助を行い、設備の普及を進める。

公共下水道事業計画区域外にある建物の所有者に対し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理を呼び掛けています。

また、平成 13 年度から合併処理浄化槽の設置費に対する補助を行っていましたが、平成 28 年度をもって廃止しました。

合併処理浄化槽設置費補助金の交付件数

【環境課】

年度	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	6	1	0	2	1	2	0	0	0	廃止



公共下水道への汚染水の排出抑制対策の推進

公共下水道へ排出される水の汚染状況を監視する。

規制対象施設及び 1 日当たりの排水量が 30 m³以上の排水施設を設置している工場・事業場への立入検査を行っています。

また、ディスポーザー排水処理システムを設置している施設からの排出水について、年 2 回水質測定を行っています。

法律に定める特定施設を設置している事業者などへの立入検査件数

【下水道課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	92	92	86	84	84	84	84	85	88	87

ディスポーザー排水処理システムを設置している施設への立入検査件数

【下水道課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	6	12	14	14	14	12	14	13	13	7

土壤汚染・地下水汚染の防止



土壤汚染・地下水汚染の監視・測定の実施

埼玉県などと協力して、土壤や地下水の汚染状況を監視する。

災害用指定井戸の水質測定を2年に1回行っています。

また、埼玉県は、汚染された土壤からの特定有害物質の大気中への飛散や土壤汚染に起因する地下水汚染による人への健康被害を防止するため、特定有害物質取扱事業者などに土壤や地下水の調査及び対策を義務付けています。

災害用指定井戸の水質測定結果

【危機管理課】

測定地点：76 地点、令和3年2月及び3月測定

なお、2年に一度の計測となるため、次回予定は、令和5年3月測定予定となります。

検査項目	適合	不適合
テトラクロロエチレン	76	0
トリクロロエチレン	75	1

騒音・振動の防止



騒音・振動の監視・測定の実施

市域の幹線道路や鉄道沿線において、騒音・振動測定を実施するとともに、工場などで騒音・振動問題が発生した場合は、その原因を究明し、再発防止に努めるよう指導する。

自動車騒音測定（面的評価：5年に1回・市内1地点、点的評価：年1回・市内3地点）及びJR武蔵野線騒音・振動測定（年1回・市内1地点）を行っています。

自動車騒音の測定結果（面的評価・点的評価）

【環境課】

1 面的評価（平成29年度測定結果）

路線名	区間	対象戸数	環境基準超過戸数	環境基準達成率
一般国道254号	大和田交差点 ～水道道路交差点(2.5km)	819戸	56戸	93.1%

2 点的評価

(単位：dB)

路線名	平成23	騒音レベル（等価騒音レベル）									
		24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2	
高速自動車国道 関越自動車道	昼間	60	60	61	62	60	60	59	61	59	60
	夜間	57	57	58	58	57	57	56	61	58	57
県道保谷志木線	昼間	62	62	62	61	62	61	62	61	61	61
	夜間	58	58	58	57	58	58	58	57	57	57
県道さいたま 東村山線	昼間	62	59	62	61	60	61	60	61	62	63
	夜間	57	58	57	56	55	60	54	※1	56	57

「1 面的評価」及び「2 点的評価」の結果に適用される環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準（昼間：70dB以下、夜間：65dB以下）が適用されます。

※1 測定器の不具合、また、夜間での測定ということもあり、対応できず測定できなかった。

(単位：dB)

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	令和 2
騒音レベル (等価騒音レベル)	57	57	57	56	58	56	55	56	51	52
振動レベル (ピークレベル)	客車	59	61	61	59	57	58	61	58	57
	貨車	60	60	61	57	55	56	59	56	55

【参考】騒音に関する環境基準

地域の区分	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線 を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線 を有する道路に面する地域及 びC地域のうち車線を有する 道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び業地域

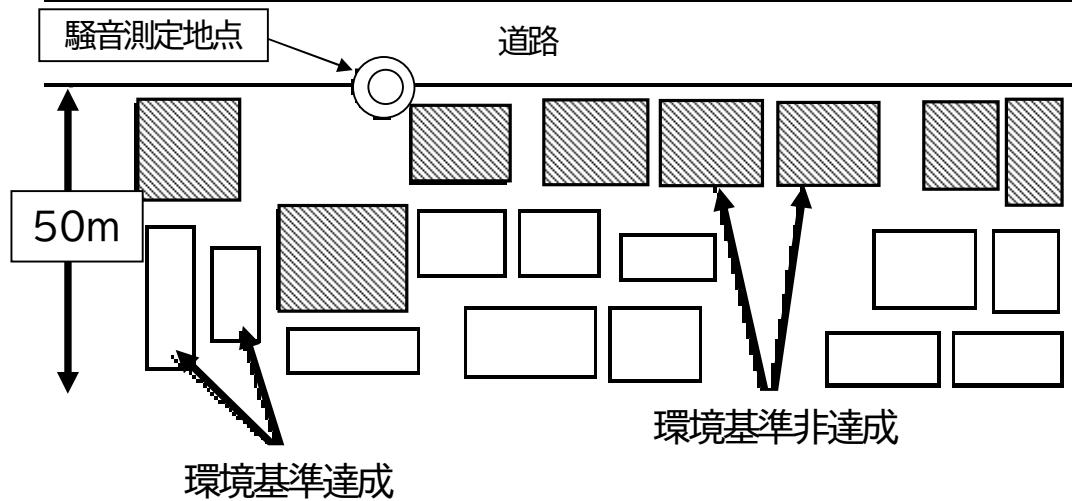
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値とする。

昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
70dB以下	65dB以下

※ 幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び一般自動車道をいう。

【参考】自動車交通騒音の面的評価



騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住居等の騒音レベルを推計し、環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握するものです。

環境基準達成戸数（12戸）

評価区間内全戸数（20戸）

環境基準達成率 = 60%



工場・事業場における騒音・振動対策の推進

事業活動における騒音・振動の発生を抑制する。

規制対象施設を設置する事業者に対して、設置届出時に適切な防音・防振対策を講じるよう指導しています。

また、市民から相談が寄せられた際は、発生源である工場などに対して騒音・振動を低減するよう指導又はお願ひをしています。

工場・事業場の騒音・振動に関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2	
件数	騒音	5	8	13	21	19	16	30	12	14	13
	振動	1	3	3	8	3	1	3	1	0	3



建物・道路などの建設工事における騒音・振動対策の推進

工事の方法などを工夫し、騒音・振動を発生させないよう努める。

特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する建設作業）を伴う建設工事を施工する者に対し、規制基準を遵守するよう指導しています。また、市民から相談が寄せられた際は、発生源である施工者に対して騒音・振動を低減するよう指導又はお願ひをしています。

工事の騒音・振動に関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2	
件数	騒音	2	5	7	8	5	7	4	2	13	7
	振動	2	5	3	5	2	4	4	1	3	2

※主に大規模解体工事による騒音・振動の苦情相談です。



深夜営業（カラオケ店舗など）における騒音対策の推進

市民から相談が寄せられた際は、深夜営業を行う飲食店に対し、埼玉県生活環境保全条例の騒音の規制基準を遵守するよう指導しています。

また、カラオケ装置を設置する店舗については、営業を開始する前に訪問し、音漏れがないかなどの確認を行っています。

深夜営業店舗の騒音に関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	0	2	0	0	2	0	3	0	1	0

開業前のカラオケ店舗への立入検査件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	10	15	12	8	12	10	10	11	12	18

悪臭の防止



悪臭の監視・測定の実施

工場などで悪臭問題が発生した場合は、その原因を究明し、再発防止に努めるよう指導する。

工場などで悪臭問題が発生した場合は、必要に応じて臭気測定を行っています。

悪臭測定の実施件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0



工場・事業場における悪臭防止対策の推進

市民から相談が寄せられた際は、悪臭の発生源である工場などに対して改善の指導を行うとともに、必要に応じて臭気測定を行っています。

工場・事業場の悪臭に関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	2	7	4	7	2	9	7	2	13	3

※主に、食品工場や養豚場からの悪臭の苦情相談です。

地盤沈下の防止



地盤沈下の監視・測定の実施

埼玉県などと協力して、地盤沈下の状況を監視する。

埼玉県が市内 8 地点で地盤沈下の調査（測定）を行っています。

地盤沈下の測定結果

【埼玉県水環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
平均変動量 (mm)	-17	+2	0	+5	-1	+2	+0.2	+0.4	+6.3	未公表

※ 被害の生じるおそれのある沈下量の目安は、20mm とされています。

資料：埼玉県地盤沈下調査報告書

1日当たりの地下水揚水量・単位面積当たりの地下水揚水量

【埼玉県水環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
1日当たり 揚水量 (m³)	16,347	16,383	15,602	14,544	14,364	14,334	13,848	14,095	12,482	未公表
単位面積当たり 揚水量 (m³/k m²)	717	719	684	638	631	629	608	619	548	未公表

化学物質による汚染の防止



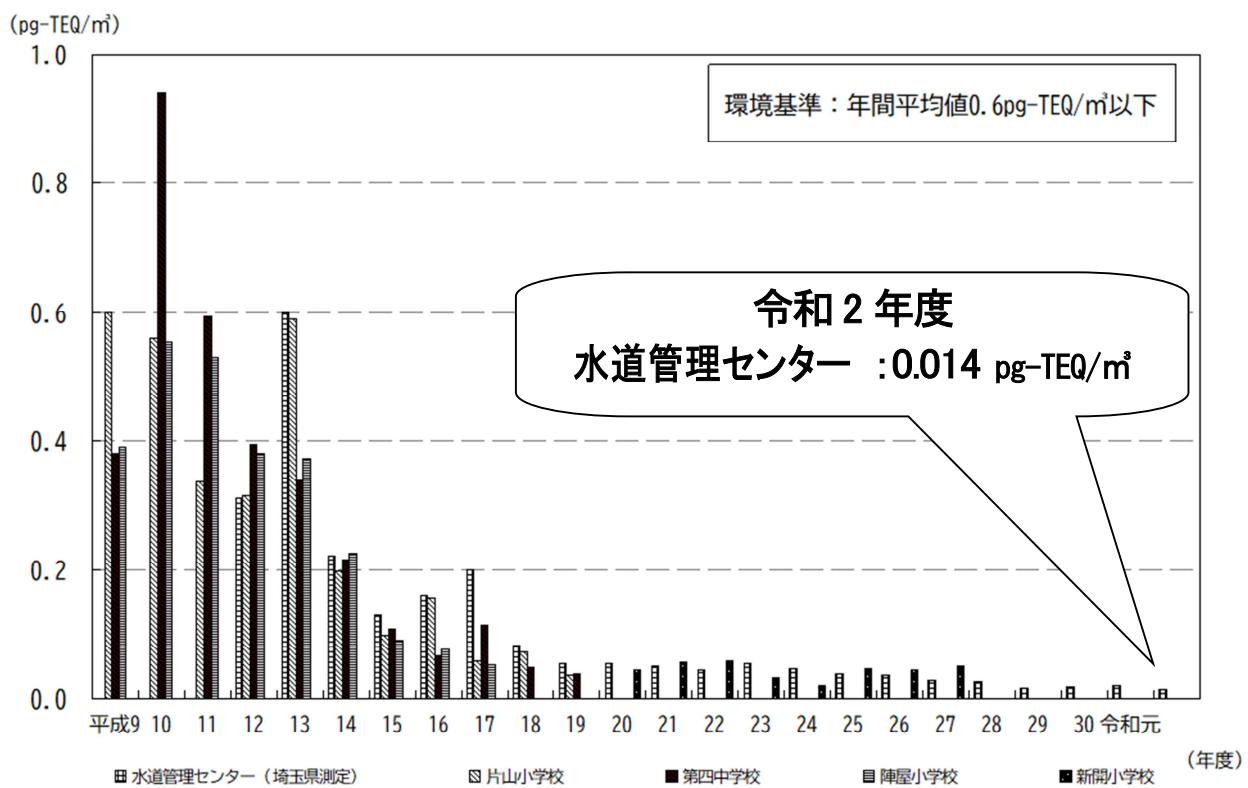
化学物質の監視・測定の実施

埼玉県などと協力して、化学物質の汚染状況を監視する。

埼玉県は、市内1地点（水道管理センター）で大気中のダイオキシン類の常時監視を行っています（市でも、平成27年度まで市内1地点（新開小）で、大気中のダイオキシン類濃度の測定を年2回行ってきました）。

ダイオキシン類濃度の測定結果

【埼玉県大気環境課】【環境課】



※1 水道管理センターは、埼玉県が測定を実施しています。

※2 陣屋小学校は平成17年度まで、片山小学校及び第四中学校は平成19年度までの測定結果です。
新開小学校は平成20年～平成27年までの測定結果です。

資料：大気環境調査事業報告書【埼玉県大気環境課】

資料：ダイオキシン類濃度測定業委託報告書【環境課】

【参考】ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	年間平均値 1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150 pg-TEQ/l以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下



工場・事業場における化学物質の適正な管理

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）及び埼玉県生活環境保全条例に定める化学物質を取り扱う事業者の情報を環境省や埼玉県から受け、把握しています。

法律に基づき届出をされた化学物質の排出・移動量

【経済産業省化学物質管理課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
排出量 (kg)	31,495	27,315	30,824	31,560	29,712	33,965	38,851	37,042	33,247	未公表
移動量 (kg)	12,841	12,311	6,270	4,061	4,851	5,457	6,322	6,420	4,570	未公表

資料：PRTR データ分析システム

県条例に基づき届出をされた化学物質の取扱量

【埼玉県大気環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
取扱量 (t)	5,585	5,922	5,475	4,593	3,858	5,820	6,272	4,028	3,902	未公表

資料：埼玉県ホームページ「化学物質の取扱量集計結果」



アスベストの飛散防止対策の推進

アスベストを含む建材の除去・封じ込めを行う。

全ての小・中学校や高齢者施設は、アスベストを含む建材の除去を行いました。その他の公共施設は、改修等の時期に合わせて、順次除去することとしています。

また、埼玉県が行っているアスベストを含む建材の除去を行っている作業場への立入検査に同行し、情報を収集しています。

アスベスト解体工事への立入検査（埼玉県）同行件数

【建築開発課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	0	8	3	4	1	1	1	4	2	1



ダイオキシン類による汚染防止対策の推進

パトロール活動などを実施し、不適切な焼却行為の監視を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、埼玉県生活環境保全条例及び新座市ダイオキシン類規制条例の規定に反する焼却を行っている事業者などに対し、速やかに焼却を中止するよう厳しく指導するとともに、定期的なパトロールを行っています。

また、法令で規定する構造基準を満たしていない小型焼却炉の無料回収を行ってきました（平成27年度をもって廃止）。

小型焼却炉の回収基數

【環境課】

年度	平成 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
基數	6	8	4	3	2	3	3	3	0	廃止

違法焼却を対象としたパトロールにおける監視件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	253	404	510	490	157	418	273	162	167	131

※クリーン作戦巡回箇所数×巡回回数

違法焼却に関して市が指導した件数

【環境課】

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	19	17	21	15	15	10	18	24	16

※ 市民からの相談や職員の市内巡回時に違法焼却を発見した場合に指導しています。

その他の公害の防止



無秩序な土砂堆積の防止対策の推進

建設発生土などを堆積する場合は、土砂を崩落させないよう対策を実施する。

新座市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づき、500 m³以上3,000 m³未満の土地への土砂などの堆積について規制を行っています。

市の条例に基づく堆積行為の許可件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	2	1	0	2	2	0	0	2	2	2

2 安全で快適に暮らせるまちをつくろう

地域コミュニティの形成や防災・防犯体制の充実などに向けた取組を進めます。

また、施設などのバリアフリー対策を推進するとともに、歩道の整備や鉄道の駅・バスの停留所などの交通拠点の利便性の向上を図り、誰もが快適に暮らせる都市環境を構築します。

安全で快適な生活環境の創出



町内会などの組織を活用した地域コミュニティの形成

市内に転入する方に対して町内会への加入の案内を行っています。

また、平成26年度から、町内会連合会、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会県南支部、市の3者で「新座市における町内会への加入促進に関する協定」を締結し、加盟店に町内会加入案内に協力していただいているいます。

町内会への加入率

【地域活動推進課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
加入率 (%)	74.2	74.0	73.2	73.1	67.0	64.9	63.5	62.1	59.8	57.9



良好な住環境の形成

地区計画・建築協定などに基づき、良好な街並みを形成する。

道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、その地区の特性に応じた地区計画を定め、市民が主体のまちづくりを進めています。

また、新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を推進しているほか、開発行為の事前協議時に、建築協定の導入を促しています。

地区計画の件数（累計）

【まちづくり計画課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	22	24	25	25	25	26	26	26	26	26



住宅・施設におけるバリアフリー化の推進

スロープを整備するなど施設のバリアフリー化を積極的に進める。

埼玉県福祉のまちづくり条例、共に暮らすための新座市障がい者基本条例等に基づき、高齢者や障がい者が施設を快適に利用できるよう公共施設のバリアフリー化を進めています。

※ 令和元年度に、児童発達支援センター（新規）及び第二老人福祉センター（移転建替）に併し、スロープ、手すり、点字ブロック等を設置しました。

公共施設におけるバリアフリー設備の導入状況

【施設所管課】

施設名	エレベーター	スロープ	手すり	自動ドア	障がい者用トイレ	点字ブロック
市役所本庁舎	○		○	○	○	○
市役所第二庁舎	○	○	○	○	○	○
市役所第三庁舎	○	○	○	○	○	○
市役所第四庁舎			○	○	○	○
市役所第五庁舎 (観光プラザ)		○	○	○	○	○
市営墓園		○	○	○	○	
老人福祉センター		○	○	○	○	
第二老人福祉センター (移転建替)		○	○	○	○	○
児童発達支援センター (新規)		○	○	○	○	○
福祉の里（① 障がい者福祉センター、② 福祉の里老人福祉センター、③ 福祉の里図書館、④ 福祉の里図書館を含む。）	○	○	○	○	○	○
児童センター		○	○	○	○	○
保健センター	○	○	○	○	○	○
第一保育園		○	○		○	○
第二保育園		○	○		○	○
栄保育園	○		○		○	○
西堀保育園		○	○		○	
新座保育園		○	○		○	○
放課後児童保育室（12棟）	0棟	12棟	12棟	0棟	12棟	12棟
生涯学習センター	○		○	○	○	○
歴史民俗資料館		○	○			
睡足軒の森					○	

施設名	エレベーター	スロープ	手すり	自動ドア	障がい者用トイレ	点字ブロック
市民会館	○	○	○	○	○	○
中央公民館		○	○	○	○	○
ふるさと新座館 (野火止公民館)	○	○	○	○	○	○
栄公民館	○	○	○	○	○	○
栗原公民館		○		○	○	○
畠中公民館		○	○	○	○	○
大和田公民館		○		○	○	○
東北コミュニティセンター	○	○		○	○	○
西堀・新堀コミュニティセンター		○	○	○	○	○
中央図書館		○		○	○	○
新座団地図書室		○				
市民総合体育館	○	○	○		○	
集会所・ふれあいの家 (43棟)	1棟	35棟	32棟	3棟	34棟	31棟
市立小学校 (17校)	1校	17校	17校	2校	17校	4校
市立中学校 (6校)	5校	6校	6校	1校	6校	4校
志木駅南口エレベーター	○		○			○
新座駅舎エレベーター	○		○			○
新座市志木駅南口地下 自転車駐車場			○			





建物の耐震化・不燃化の推進

地震や火事などの災害に強い建物への改修を進める。また、既存木造住宅の耐震診断や改修に係る費用の一部を助成し、建物の耐震化を進める。

新座市建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設の耐震改修を行っています。

また、昭和 56 年以前に建設された 2 階建て以下の木造住宅について、平成 21 年度から耐震診断及び耐震改修に係る費用に対する補助、また、平成 23 年度から分譲マンションの耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部補助を行っています。平成 30 年度には、初めて、分譲マンションの耐震診断に係る費用の助成金交付がありました。

既存木造住宅耐震（診断費・改修費）助成金の交付件数

【建築開発課】

年度		平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	耐震診断	35	43	109	85	113	44	40	40	23
	耐震改修	30	20	47	60	53	34	18	23	15
	耐震診断（マンション）	—	—	—	—	—	—	16	0	0



地域における防災力の強化

日頃から災害時対応の訓練を実施するとともに、災害時における協力体制を構築・維持する。

大規模な災害が発生した際に、地域で防災活動を行う自主防災会が 61 町内会において組織されています。

また、民間事業者と災害時協力に関する協定を締結し、食料や医療の提供などの協力体制の整備を図っています。

町内会における自主防災会の組織率

【危機管理課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
組織率 (%)	96.7	98.4	100	100	100	100	100	100	100	100

災害時協力に関する協定を締結した事業者数（累計）

【危機管理課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
事業者数	38	40	40	42	45	45	47	56	56	53



地域における防犯力の強化

防犯パトロールを行うとともに、街灯などの整備を進める。

自主防犯パトロール団体に対し、地域における犯罪の発生状況や場所などの情報、地域の防犯活動で使用する資機材などを提供しています。

自主防犯パトロールの実施団体数

【交通防犯課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
団体数	89	89	89	91	88	89	91	91	91	85





路上喫煙防止対策の推進

路上喫煙禁止地区の周知を図るとともに、街頭などの啓発活動を実施する。

新座市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、志木駅周辺、新座駅周辺及びひばり通り周辺を路上喫煙禁止地区として指定し、路上喫煙防止巡回パトロールを定期的に行ってています。

路上喫煙者に対して市が指導した件数

【環境課】

【外部委託によるパトロールによる指導件数】

年度	平成 19	20	21	22	23	24	25
件数	志木駅周辺	1,435	1,479	2,478	1,560	1,826	2,374
	新座駅周辺	655	758	1,465	942	1,354	1,584
	ひばり通り周辺	—	—	—	—	—	420
	合計	2,090	2,237	3,943	2,502	3,180	3,958
							2,105

※ 平成 25 年度まで国の緊急雇用創出基金市町村事業補助金を活用して、業務委託による巡回パトロールを実施しました。

【市職員によるパトロールによる指導件数】

年度	平成 26	27	
件数	志木駅周辺	5	6
	新座駅周辺	36	28
	ひばり通り周辺	0	0
	合計	41	34

※ 平成 26 年度から国の緊急雇用創出基金市町村事業補助金が終了したため、市職員による月 2 回程度のパトロールに変更しました。また、平成 27 年 11 月から青色防犯パトロールカーによる巡回を実施しているため、指導は行っていません。

安全で快適な交通環境の創出



電車・バスを快適に利用するための環境の整備

電車・バス事業者に対し、輸送力強化・乗換機能の向上について働きかけを行う。また、自転車駐車場の設置を進めるとともに、ノンステップバスの導入やバスの停留所上屋の設置に係る費用に対する補助を行い、快適な利用環境の普及促進を図る。

鉄道事業者やバス事業者に対し、利用環境の向上について要望しています。

バスの運行本数・利用者数

【交通防犯課】

【民間バス】

年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
運行本数	1,050	918	885	896	886	884	883	886	886	882
利用者数	41,800	61,677	61,536	61,891	64,645	73,551	81,589	67,166	67,958	66,925

※ 1日当たりの運行本数及び利用者数です。

【市内循環バス（いのバス）】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
運行本数	15	15	29	29	29	29	29	29	28	28
利用者数	253	302	350	467	511	499	533	561	528	342

※ 1日当たりの運行本数及び利用者数です。

【志木駅周辺】

名称	収容台数 (台)	備考
三軒屋自転車駐車場	688	
三軒屋公園前自転車駐車場	994	バイク 154 台を含む。
志木駅南口自転車駐車場	277	
志木陸橋下東口自転車駐車場	439	バイク 36 台を含む。
志木陸橋下南口自転車駐車場	351	バイク 51 台を含む。
志木駅陸橋下南口バイク駐車場	30	
志木駅南口自転車置場	320	
志木駅前暫定自転車駐車場	69	
志木駅南口地下自転車駐車場	1,553	
合 計	4,721	

※ 駐車枠を定めていない平置き駐車場は収容台数が年間の実績によるため、変動する場合があります。

※ 志木駅南口自転車置場以外有料。

【新座駅周辺】

名称	収容台数 (台)	備考
新座駅南口地下自転車駐車場	3,006	
新座駅バイク駐車場	300	
野火止四丁目自転車駐車場	153	
大和田 1 号歩道橋下自転車駐車場	65	
合 計	3,524	

※ 駐車枠を定めていない平置き駐車場は収容台数が年間の実績によるため、変動する場合があります。

※ 全て有料。

【ひばりヶ丘駅周辺】

名称	収容台数 (台)	備考
栗原五丁目自転車駐車場	1,658	バイク 156 台を含む。
合 計	1,658	

※ 駐車枠を定めていない平置き駐車場は収容台数が年間の実績によるため、変動する場合があります。

※ 全て有料。



【バス停留所周辺】

名称	収容台数 (台)
新座団地入口バス停前自転車置場	48
栄二丁目自転車置場	48
栄四丁目自転車置場	137
新座総合技術高校歩道橋下自転車置場	118
貝沼バス停前自転車置場	13
貝沼バス停第二自転車置場	50
貝沼バス停第三自転車置場	15
池田二丁目バス停前自転車置場	37
都民農園セコニックバス停自転車置場	24
下片山バス停自転車置場	15
新座高校バス停自転車置場	45
片山第1自転車置場	40
片山第2自転車置場	60
合 計	650

※ 駐車枠を定めていない平置き駐車場は収容台数が年間の実績によるため、変動する場合があります。

バスの停留所上屋の設置箇所数（累計）

【交通防犯課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
箇 所 数	33	33	34	34	36	37	37	37	38	38



違法駐車・駐輪対策の推進

市内全域で放置された自動車や放置禁止区域に置かれた自転車・原動機付自転車を撤去するとともに、利用しやすい自転車駐車場の整備を図る。

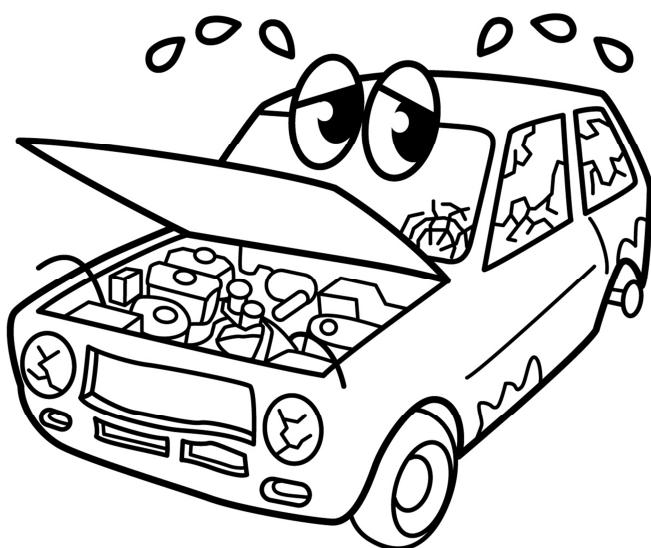
放置自動車は、警察と連携し、所有者に自主的な撤去を促しているほか、廃物として判定した自動車の処分を行っています。

また、放置自転車等は、志木駅及び新座駅の周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車等の誘導、放置自転車等に対する警告・撤去を行っています。

放置自動車の撤去台数

【交通防犯課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
台数	自主 撤去	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	市撤去	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	合計	2	2	0	1	0	0	0	1	0



放置禁止区域における放置自転車・原動機付自転車の撤去台数

【交通防犯課】

【放置自転車】

年度		平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
台数	志木駅周辺	2,978	2,077	1,568	1,233	1,681	1,654	1,268	842	732	77
	新座駅周辺	1,021	708	430	477	829	295	178	111	188	289
	合計	3,999	2,785	1,998	1,710	2,510	1,949	1,446	953	920	366

【原動機付自転車】

年度		平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
台数	志木駅周辺	74	39	34	14	5	3	3	1	0	0
	新座駅周辺	37	16	8	8	9	3	3	3	4	1
	合計	111	55	42	22	14	6	6	4	4	1

第3節 自然と調和した潤いのある快適な「まち」をめざそう

1 自然環境の保全に努めよう

市内の緑地を保全していくため、市民憩いの森などの整備を進めるほか、新座市グリーンスマイル基金（旧新座市みどりのまちづくり基金）などを活用した緑地の確保に努めるとともに、雑木林などの樹木の適切な維持管理を行います。また、身近な緑である農地についても、その保全を進めます。

さらに、河川や湧水といった水辺を適切に管理するとともに、自然環境に配慮した整備を進めています。

緑地の保全



緑地の保全

緑地は貴重な財産であることを認識し、現在ある雑木林などを積極的に保全する。

一定の基準に該当する樹林や緑地の所有者とみどりの保全協定を締結し、憩いの森として整備するとともに、保存する必要があると認める樹木の所有者の同意を得た上で市指定保存樹木等に指定しています。

平林寺境内林とその周辺の雑木林は、首都圏近郊緑地保全法に基づく平林寺近郊緑地保全区域に指定されており、そのうち特に良好な自然環境を有する地区については、平林寺近郊緑地特別保全地区に指定され、緑地の保全以外を目的とした行為が制限されています。

また、栄一丁目地区の妙音沢緑地は、豊富な湧水があり、貴重な山野草が自生するなど多様で複雑な生態系を形成しているため、都市緑地法に基づく妙音沢特別緑地保全地区に指定し、ボランティアと協働で草刈りなどを行うことにより、豊かな自然環境の保全に努めています。

なお、野火四丁目市民憩いの森について、土地所有者の相続に伴い、用地を返却したことから市民憩いの森は13か所となっております。

保全樹木などの指定状況

【みどりと公園課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
独立 (本)	253	253	253	252	252	248	248	244	242	242
集団	箇所数	11	11	10	10	10	10	10	10	10
	面積 (ha)	6.8	6.8	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	5.0

市民憩いの森・緑地の整備状況

【みどりと公園課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
箇所数	11	12	13	13	13	13	13	14	13	13
面積(ha)	5.7	6.0	6.1	6.6	6.6	6.6	6.6	7.7	7.4	7.4

ほう
萌芽更新の実施面積

【みどりと公園課】

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
面積(m ²)	2,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—

平林寺近郊緑地特別保全地区の面積

【みどりと公園課】

面積(ha)	60.4
--------	------

※ 昭和45年に58.4ha、平成6年に2.0haが指定されました。

平林寺近郊緑地保全区域の面積

【みどりと公園課】

面積(ha)	68.0
--------	------

※ 昭和44年に68.0haが指定されました。 ※ 平林寺近郊緑地保全特別保全区域60.4haを含みます。

妙音沢特別緑地保全地区の面積

【みどりと公園課】

面積(ha)	3.3
--------	-----

※ 平成16年に3.3haが指定されました。

【参考】

都市計画区域における雑木林（山林）の面積の推移

【みどりと公園課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
面積(ha)	98.7	98.5	97.64	95.0	89.0	87.8	86.1	85.7	82.8	81.7

※ 新座市緑の基本計画の目標：基準年度（平成13年度）118ha→目標年度（平成32年度）概ね100ha



緑地の公有地化の推進

新座市グリーンスマイル基金などを活用し、緑地の公有地化を進める。

新座市みどりのまちづくり基金を設置し、市内に残る貴重な緑地の購入などに充てています。平成30年4月からは、「新座市みどりのまちづくり基金」を「新座グリーンスマイル基金」として、引き継ぎ、市内における緑地の保全及び緑化の推進を図っています。

新座市グリーンスマイル基金の残高・用地取得面積

【みどりと公園課】

年度	残高 (年度末)	取得面積 (累計)
平成 21	70,804,947 円	2.6ha
22	73,228,947 円	2.6ha
23	75,670,061 円	2.6ha
24	78,022,061 円	2.6ha
25	80,406,061 円	2.6ha
26	83,048,061 円	2.6ha
27	85,623,061 円	2.6ha
28	88,188,154 円	2.6ha
29	44,460,926 円	2.8ha
30	46,887,624 円	2.8ha
令和元	49,569,866 円	2.8ha
令和2	51,737,146 円	2.8ha



公園・緑地の維持管理の推進

誰もが快適に利用できるよう、公園・緑地を適切に管理する。

市民参加による公園や緑地の管理を進め、安全で安心して利用できる愛着の持てる公園づくりを進めています。

公園ボランティアの登録者数

【みどりと公園課】

名称	活動内容	登録数（人）									
		平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	令和 2
トイレクリーン キーパー	公園内のトイレ の清掃	27	27	27	21	13	6	6	6	11	11
低木・生け垣刈り 込みサポーター	公園内の低木・ 生け垣の刈り込 み等	106	110	130	138	116	119	100	103	87	85
公園パートナー 「花の広場」	花壇の維持管理	62	74	110	97	85	80	85	114	103	104
小規模公園管理 サポーター	ポケットパーク の管理	8	10	10	8	9	9	15	11	13	13

公園清掃を委託している町内会数・公園数

【みどりと公園課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
町内 会数	42	43	41	41	42	42	41	41	42	42
公園数	84	85	82	83	84	83	81	81	82	87

雑木林維持管理ボランティアへの登録者数

【みどりと公園課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
登録 者数	152	128	139	126	126	101	92	95	80	87

水辺の保全



河川・湧水などの保全の推進

清掃活動や水質調査などを行い、河川・湧水を適切に保全する。

柳瀬川の2地点で年2回、湧水の3地点で年1回、水質測定を行っています。
また、黒目川については、埼玉県が月1回、水質測定を行っています。

市内1地点の湧水の水質測定結果

【環境課】

令和2年9月実施

検査項目（野寺三丁目湧水）	
一般細菌	○
大腸菌	×
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○
塩化物イオン	○
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○
pH値	○
臭気	○
色度	○
濁度	○
テトラクロロエチレン	○
トリクロロエチレン	○
1,1,1-トリクロロエタン	○
アンモニア態窒素	○

※ ○：適合、×：不適合

※ 有機塩素系物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トリクロロエタン）は、自然界には存在しない物質であり、ドライクリーニング、溶剤等の多岐にわたり使用されている物質ですが、昭和55年頃から、発がん性の疑いが問題視され、特に地下水への汚染は社会問題となつた経緯があります。

※ 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出される場合がありますが、自然界に広く分布しているものです。



野火止用水の保全・整備の推進

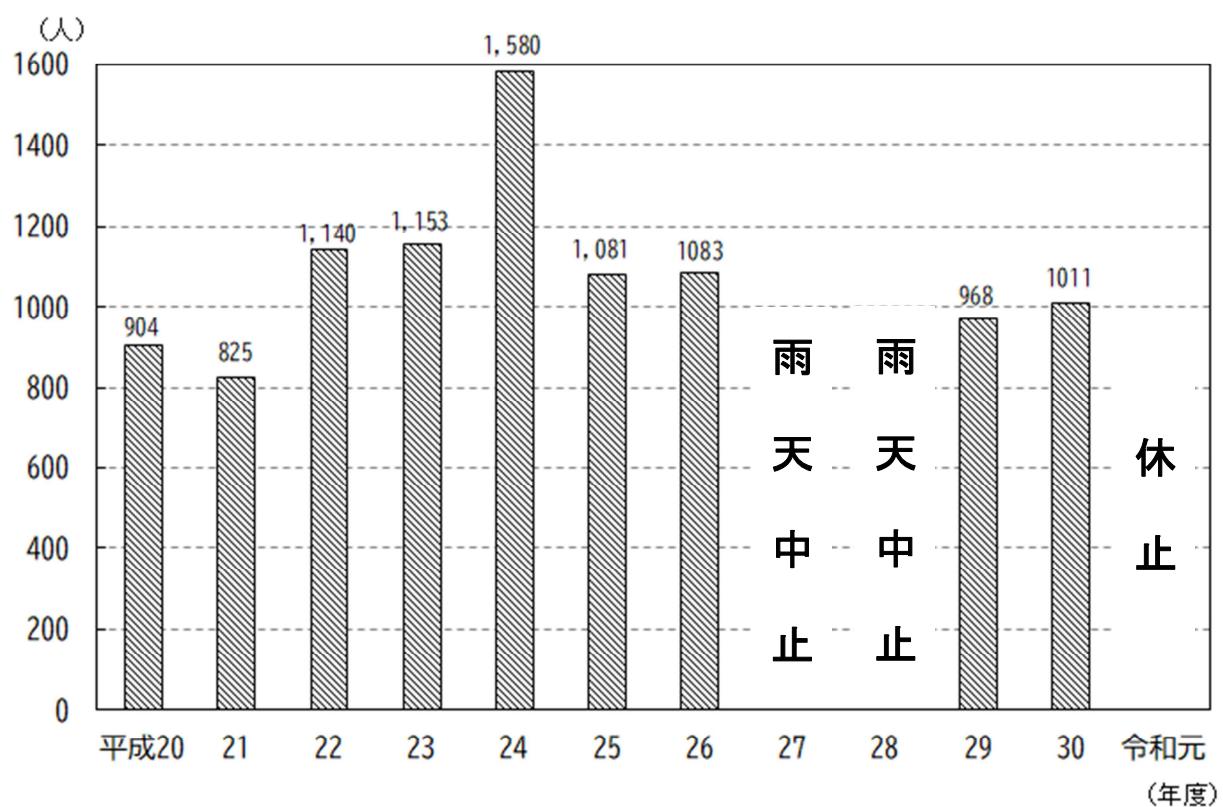
清掃活動や水質調査などを行い、野火止用水を適切に保全する。

野火止用水の3地点で年2回、水質測定を行っています。

また、年1回、市域全体の野火止用水を清掃する野火止用水クリーンキャンペーンを実施しています。令和元年度以降は猛暑日の増加等による参加者の熱中症等の安全面を考慮し、当面事業休止とすることとなりました。

野火止用水クリーンキャンペーンへの参加者数

【生涯学習スポーツ課】





妙音沢一帯の保全・整備の推進

清掃活動や水質調査などを行い、妙音沢一帯を適切に保全する。

妙音沢の大沢・小沢で年1回、水質測定を行っています。

また、例年、ボランティアと協働で緑地の保全と合わせた清掃活動として妙音沢緑地クリーンアップ作戦を実施し、ごみの一斉撤去や倒木の処理、枯れ木の伐採などを行っています。

妙音沢の水質・流量測定結果

【環境課】

【水質】令和2年9月実施

検査項目	大沢	小沢
一般細菌	○	○
大腸菌	×	×
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○
塩化物イオン	○	○
有機物（全有機炭素量）	○	○
pH値	○	○
臭気	○	○
色度	○	○
濁度	○	○
テトラクロロエチレン	○	○
トリクロロエチレン	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○
アンモニア態窒素	○	○

※ ○：適合、×：不適合

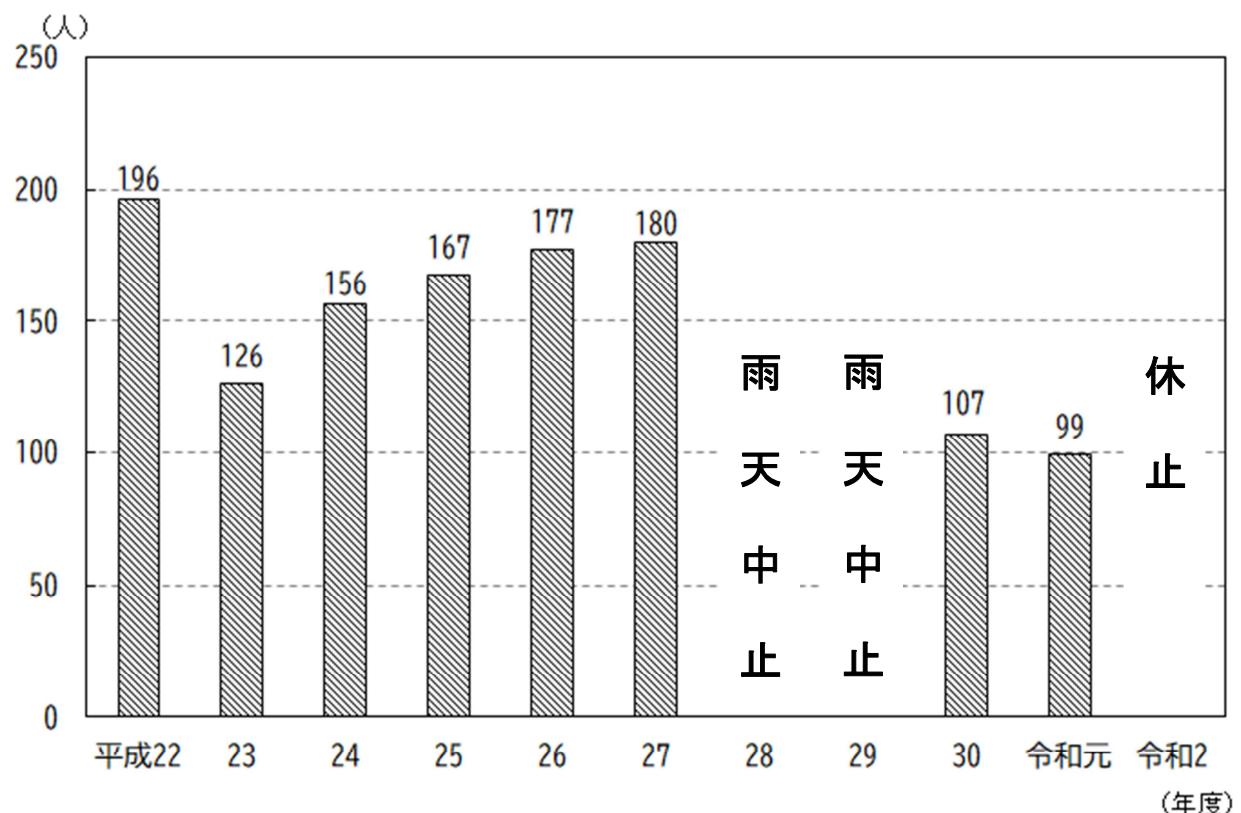
【流量】令和2年9月実施

(単位: m³/s)

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
大沢	0.046	0.025	0.027	0.036	0.050	0.070	0.039	0.042	0.045	0.035
小沢	0.013	0.010	0.008	0.014	0.011	0.007	0.013	0.014	0.008	0.007

妙音沢における清掃活動への参加者数

【みどりと公園課】



妙音沢特別緑地保全地区内の用地取得面積（累計）

【みどりと公園課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
面積 (ha)	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	3.1	3.1	3.1	3.1

※ 平成 29 年度に妙音沢特別緑地保全地区内を 2,148 m² 取得したため、用地取得面積が増加となりました。



地下水かん養の推進

建設工事を行うときは、雨水を地下に浸透させる設備を設置する。

公共施設の新設及び改修に合わせて、浸透トレーンなどの雨水を地下に浸透させる設備を設置するとともに、開発行為を行う事業者に対して、事前協議時にこうした設備を設置するよう指導しています。

雨水浸透施設を整備した公共施設数（累計）

【施設所管課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
施設数	3	7	9	9	12	12	12	12	12	12

道路における透水性舗装・浸透トレーンの整備実績

【道路課】【新座駅北口土地区画整理事務所】【大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
透水性舗装 (m)	1,923	940	172	861	—	—	—	781	608	309
浸透トレーン (m)	—	398	981	42	842	116	94	225	94	29

農地の保全・有効利用



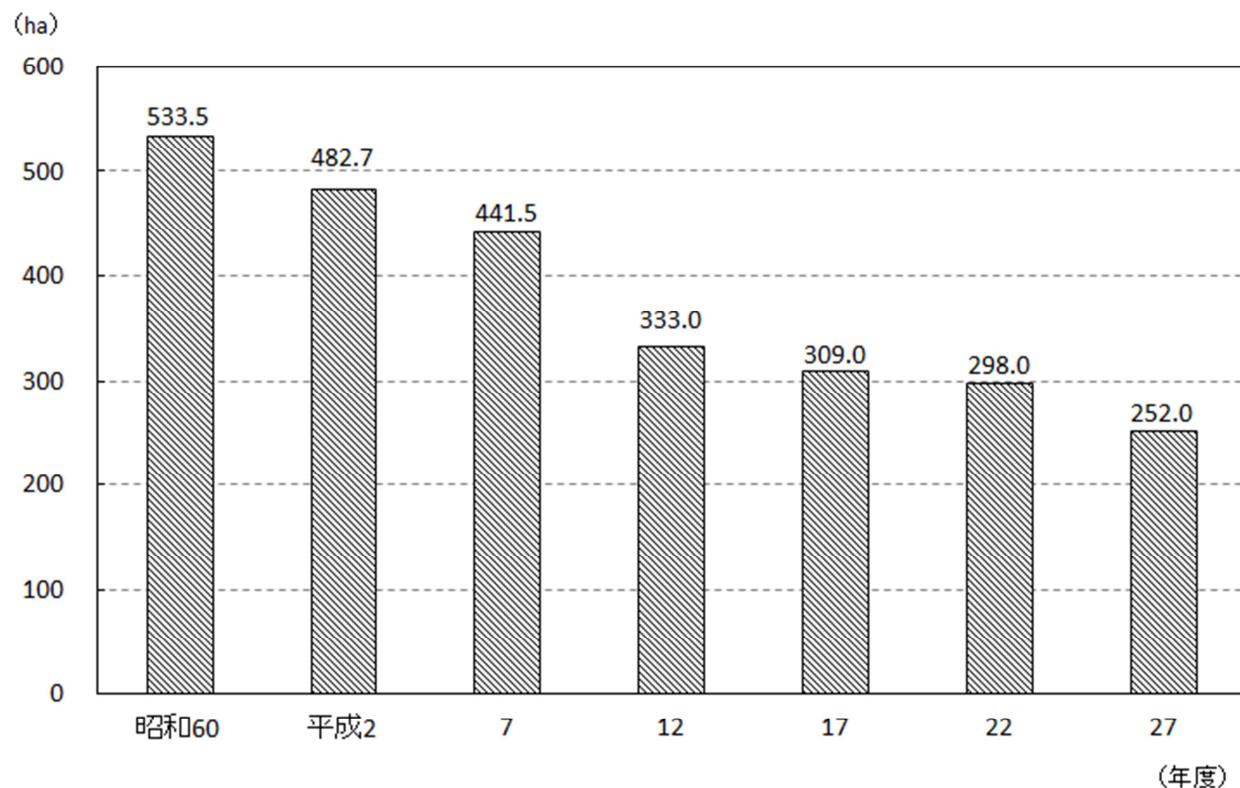
農地の保全

生産緑地の指定・農家への支援などを行う。

生産緑地の指定解除を極力抑え、営農が継続できるよう新たな手法について協議するとともに、農業経営基盤の強化のための支援や新たな農業技術の導入に対する支援を行っています。

経営耕地の面積（累計）

【農林水産省】【経済振興課】

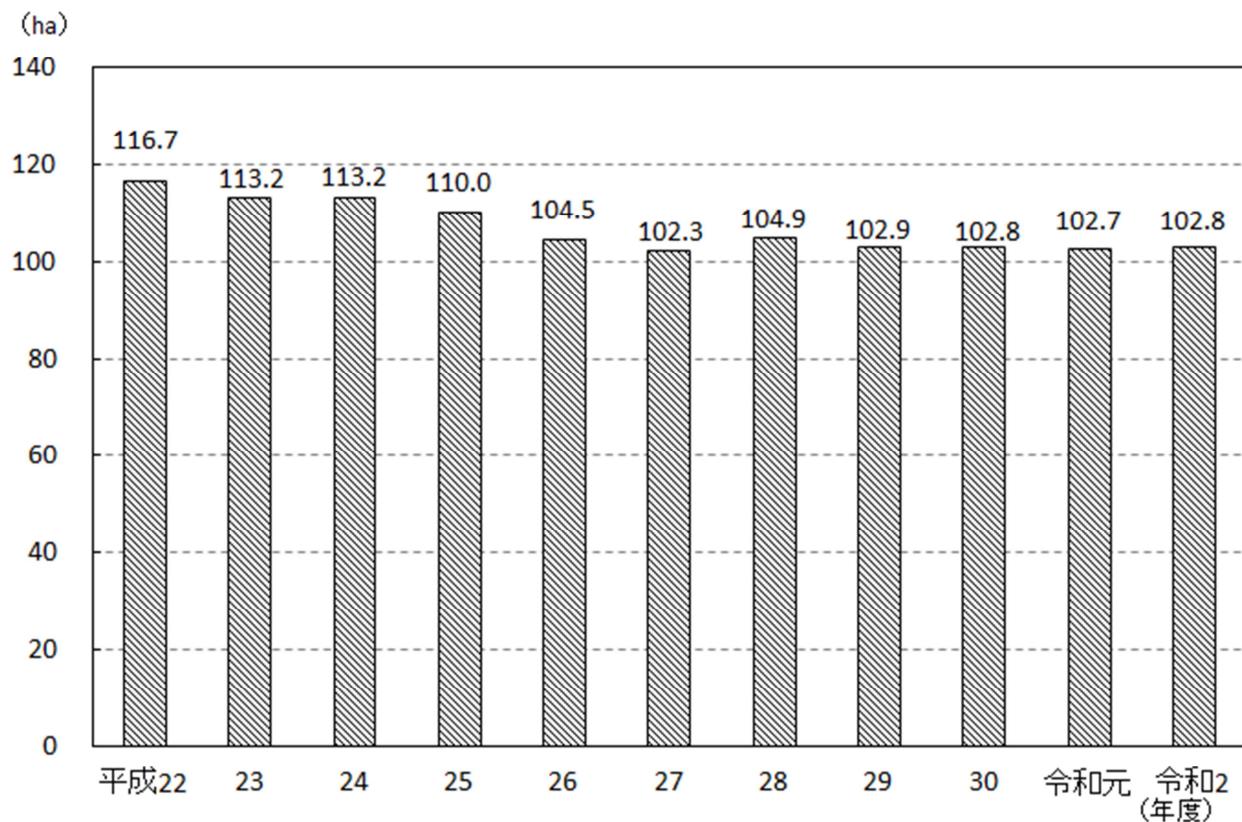


なお、統計調査は、5年ごととなるため、次回予定は、令和2年の統計調査となります。令和3年11月時点で未公表です。

資料：農林業センサス

生産緑地の指定面積（累計）

【みどりと公園課】



農業近代化資金の利子補給件数

【経済振興課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	42	33	30	26	22	20	17	15	12	13



農地における農薬・化学肥料の使用量の削減

環境に配慮した農産物のブランド化・PRを進め、農薬の使用量の削減を進める。

農林水産省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物を特別栽培農作物として埼玉県が認証しており、市ではこの制度を案内しています。

埼玉県の「特別栽培農産物認証制度」における認証取得農家数

【経済振興課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
農家数	5	8	5	3	3	3	2	3	3	3



農地とふれあえる拠点の整備

レジャー農園や農業体験農園など農作業を体験することができる拠点を広く展開する。

農作物を自ら作る喜びを知ることができるレジャー農園を10か所、農家の指導を受けながら、野菜の植え付け、管理、収穫を行うことができる農業体験農園を3か所設けていましたが、平成30年度には、体験農園を1か所増設し、農業体験農園は、全部で4か所となっています。

さらに、農家が育てた野菜や果物を収穫できる体験型観光農園6か所について、にいざ農産物直売所発見マップ等でPRを行い、利用拡大を図っています。

レジャー農園・農業体験農園の設置数・利用者数（累計）

【経済振興課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
設置数	12	11	13	12	12	13	13	14	14	14
利用者数	876	808	840	837	846	864	847	603	615	598

生態系の保全



生態系のバランスの保持

特定外来生物の捕獲・傷病野生動物の保護を行い、公園などを整備するときは、生態系に悪い影響を与えないように配慮する。また、生物多様性地域戦略の策定について検討する。

埼玉県傷病鳥獣保護事業計画に基づき、傷病鳥獣を保護し、埼玉県が指定する傷病野生鳥獣保護診療機関に搬送しています。

カラスの増加に対する対策として、市内 5 地点で捕獲箱による捕獲を実施していましたが、平成 28 年度以降は当対策が一定の成果を収めたものと判断し、捕獲箱による捕獲は行っていません。

また、子育て期のカラスは、人間に対する威嚇行動をとるため、危険性が高いと判断した場合は、巣の撤去を行っています。

傷病野生鳥獣の保護件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

カラスの捕獲数・巣の撤去件数

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
捕獲数	839	864	875	671	720	4※	5※	3※	4※	5※
撤去 件数	6	6	10	7	3	4	4	1	2	2

※平成 28 年度以降は捕獲箱による捕獲は行っていない。



2 身近な自然環境を創出しよう

身近な自然をより豊かなものとしていくためには、今ある自然を守るとともに、新たに動植物の生息地となるような場を創出する必要があります。

公園や道路などの公共空間における植栽を始め、住宅地などでは、敷地内に草木を植え、緑のカーテンを設置するなど新たな自然環境の創出を進めます。

緑化の推進



公共空間における緑化の推進

道路・公園などの公共空間には、積極的に樹木や草花を植える。

新座市みどりのまちづくり条例に基づき、道路や公園などを整備する際には、積極的に樹木や草花を植えています。

緑道の整備箇所数

【みどりと公園課】【道路課】

箇所数	6
-----	---





住宅・施設における緑化の推進

公共施設には、積極的に植栽や生け垣設置を行うとともに、緑のカーテン運動を更に推進し、建物の屋上や壁面で植物を育てる。また、生け垣設置に係る費用の一部を助成し、普及促進を図る。

市庁舎や小・中学校のほか、公民館などの公共施設の壁面緑化として緑のカーテンを設置しています。

また、平成 15 年度から生け垣の設置費に対する補助を行っています。

※ 緑のカーテン事業は平成 30 年をもって廃止しており、現在は各公共施設で維持・管理を行っています。

生け垣設置助成金の交付件数

【みどりと公園課】

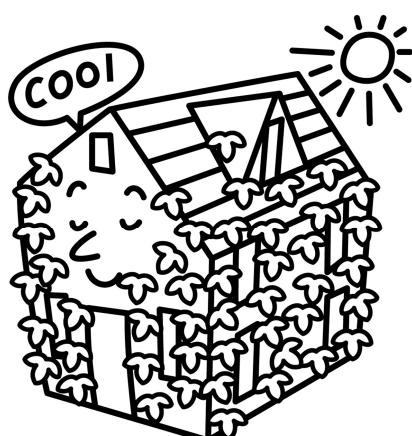
年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
件数	2	2	3	1	1	0	0	0	0	2

屋上緑化・壁面緑化を導入した公共施設数（累計）

【施設所管課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
施設数	屋上 緑化	1	1	2	2	2	1	1	1	1
	壁面 緑化	38	33	26	29	23	24	26	27	27

※ 壁面緑化について、平成 30 年度には、改修後の石神小学校が設置しています。



動植物の生息空間の創出



ビオトープなどの生息空間の整備

公園や学校などを整備するときは、いろいろな生物たちが快適に暮らせるビオトープなどの生息空間の整備を検討する。

小・中学校の敷地内にビオトープを設置し、子どもたちの自然観察・体験学習の場として役立てています。平成30年度には、施設整備や用途変更により、3公共施設が減少しました。
(陣屋小学校、片山小学校、新座小学校)

ビオトープを整備した公共施設数（累計）

【施設所管課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
施設数	11	11	12	16	15	15	15	12	12	12



3 美しいまちづくりを進めよう

新座市は、首都近郊ながら豊かな自然環境を有していることに加え、平林寺や野火止用水といった歴史的文化資産が多く存在するまちです。

この新座らしい良好な景観を保全するとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しい街並みの実現に向けて、市民、事業者及び市の三者が協働し、環境美化活動や監視活動を推進します。

まちの美化に向けた取組



美化活動の推進

市民清掃の日を開催するなど地域の美化活動を推進する。

町内会で構成する新座市民清掃の日推進協議会を中心に市民清掃の日を年2回開催し、地域で定めた場所の美化活動を行っていましたが、平成30年度に同協議会から市へ実施主体を移し、各町内会によって、継続して美化活動を行っていますが、令和2年度をもって新型コロナウィルスの感染拡大の影響のため、廃止となりました。

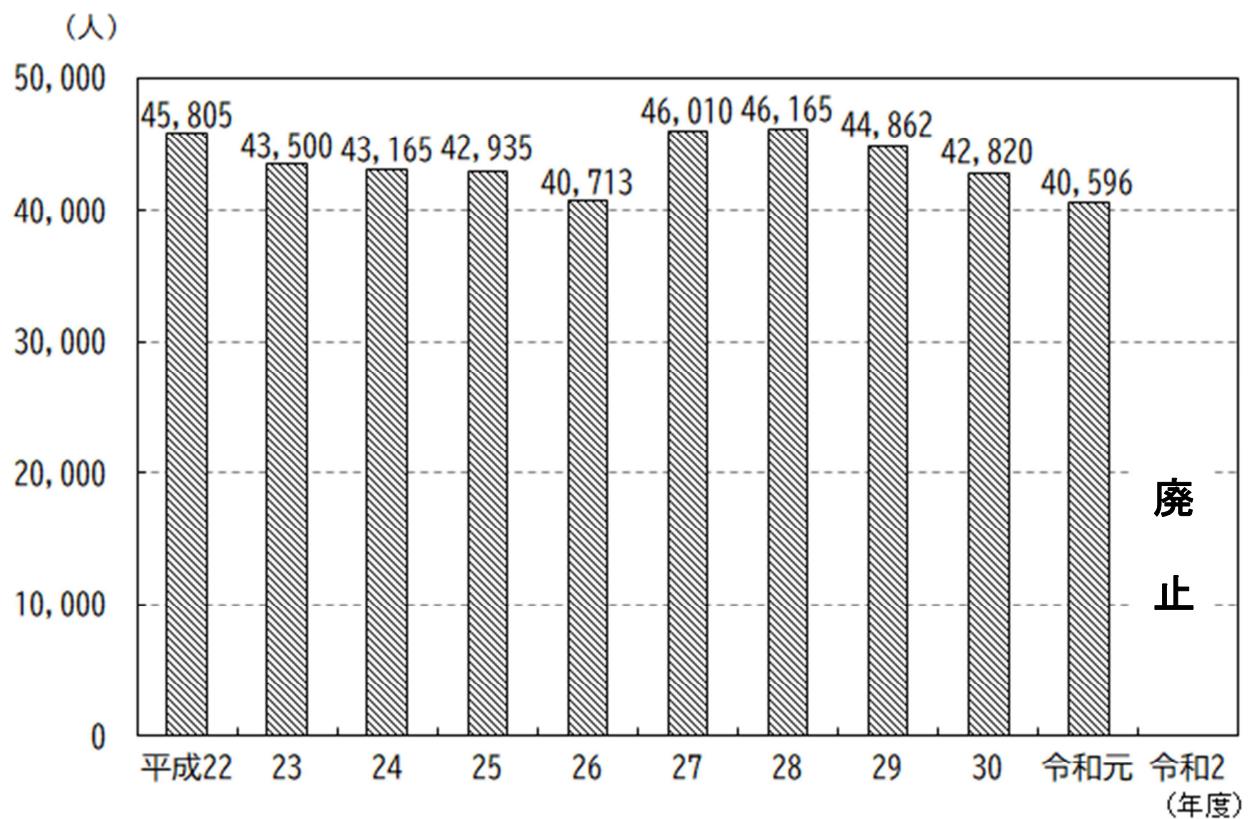
また、市では、パトロールを実施し、貼り紙・貼り札・立看板などの違法な広告物を除去しています。

さらに、新座市環境保全協力員、町内会と協働で、わんわんマナーパトロール（犬の飼い主へのマナー向上の呼び掛け）を黒目川沿いの遊歩道などで行っていましたが、平成28年度以降は事業を休止しています。



市民清掃の日への参加者数

【環境課】



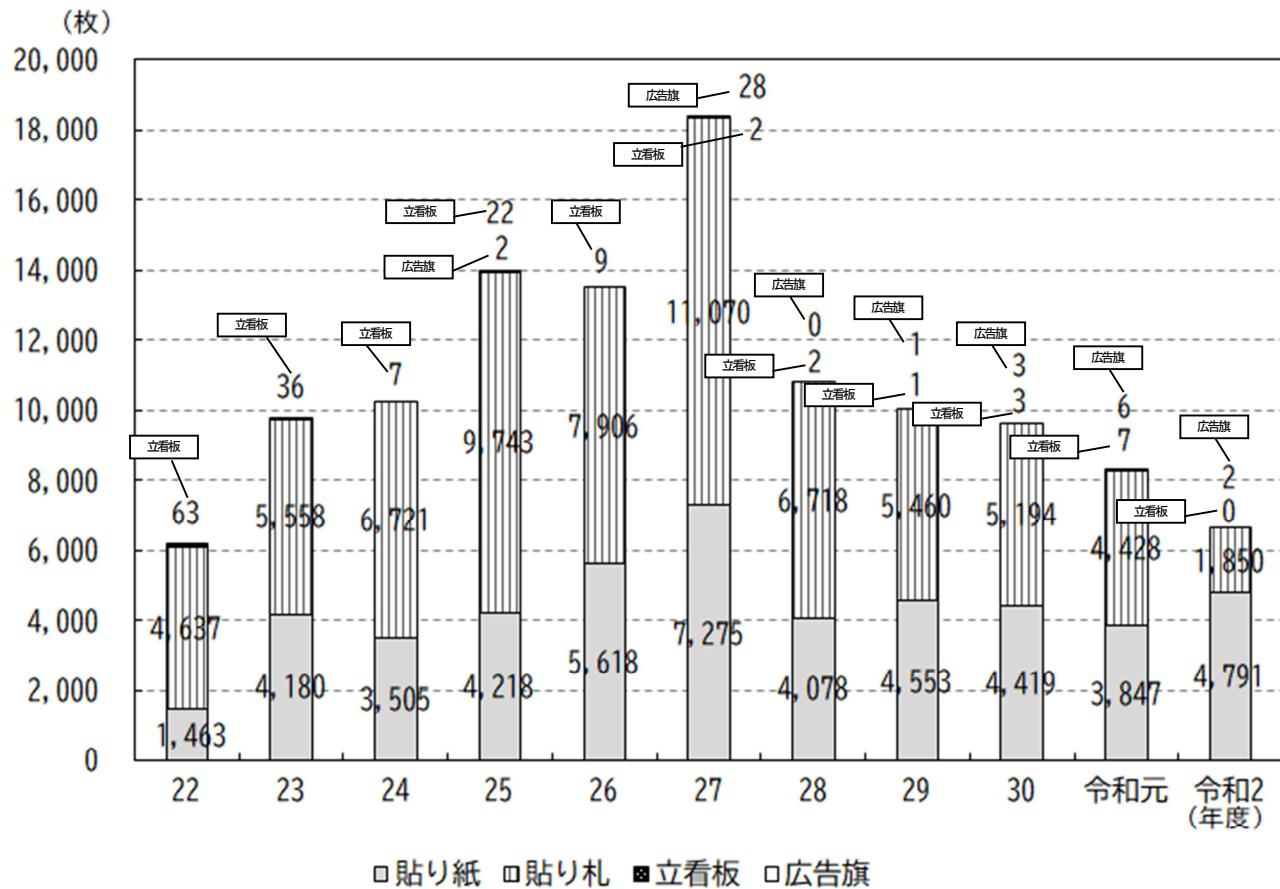
環境美化活動制度の登録団体数（累計）

【環境課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
団体数	22	23	26	28	28	29	29	29	30	29

違反簡易広告物の除去枚数

【環境課】



わんわんマナーパトロール（犬の飼い主へのマナー向上の呼び掛け）の実施回数

【環境課】

年度	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
回数	2	1	2	2	3	3	2	2	2	休止





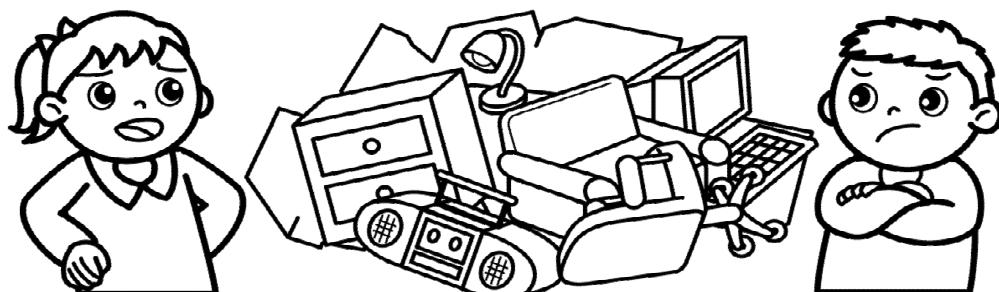
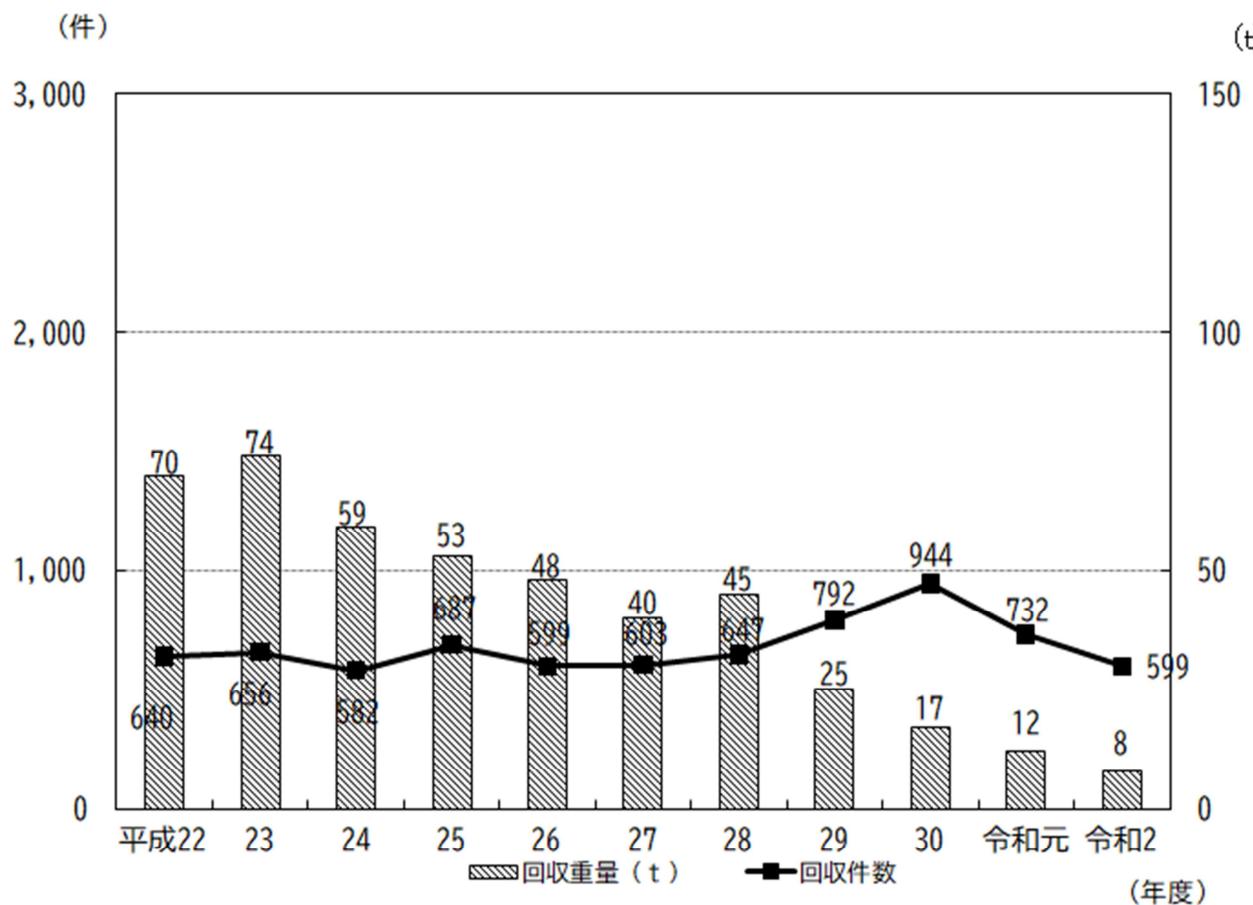
不法投棄の防止対策の推進

埼玉県などと協力して、パトロール活動などを実施し、不法投棄の監視を行う。

埼玉県や新座市環境保全協力員と協力して不法投棄の監視パトロールを行うとともに、不法投棄看板を公民館などで希望者に無料で配布しています。なお、最近の不法投棄物は、冷蔵庫やベッドなど大型のものは減少傾向となっています。

不法投棄の回収件数・回収重量

【環境課】



新座らしい景観の保全・創出・活用



新座らしい景観のPR

新座らしい自然・歴史資源・街並みなどの景観を選定し、広くアピールする。

新座市ボランティアガイド協会による観光案内を行うとともに、市内の文化財をめぐり、その歴史に触れることができる講座「フィールド学習文化財見聞録～新座の文化財について～」等を開催しています。

また、新座文化財マップや文化財散策ガイドを観光プラザなどで配布しています。

さらに、ふるさとにいざ景観30選を市ホームページに掲載するとともに、観光プラザで四季折々の風景写真を展示しています。平成29年度から平林寺境内におけるガイド案内を中止したことと平林寺への入山者数が減少していることが影響しガイドの利用者数が減少しておりましたが、令和2年度は新型コロナウィルスの感染拡大の影響により大きく減少しました。

参考 入山者数（令和元年度：55,558人、令和2年度：50,919人）

文化財見学ツアーの開催回数

【生涯学習スポーツ課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
回数	21	17	20	19	13	9	11	8	8	3

観光ボランティアガイド協会によるガイドの利用者数

【シティプロモーション課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
利用者数	2,068	1,955	2,116	2,699	2,461	1,985	1,553	1,178	1,055	71

第4節 環境保全のためにみんなが考え方行動する「まち」をめざそう

1 環境保全活動の輪を広げよう

環境イベントや広報などを通じて、市民、事業者及び市の三者における環境情報の共有化を図るとともに、雑木林や農地における体験活動など、自然と触れ合う機会の拡充を進めます。

また、小・中学校における環境教育を充実させ、子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図ります。

さらに、清掃活動などの環境保全活動を行っている団体との相互協力を推進し、活動の輪を広げていきます。

環境保全に対する意識の向上



環境学習の推進

環境保全に関する講座などを積極的に開催する。

小学校や公民館などで環境に関する講座を開催しています。

また、様々な知識や経験等を持った方を学習活動に取り組もうとする団体などに紹介する生涯学習ボランティアバンクを設置しています。

環境に関する講座・セミナーの開催回数・参加者数

【環境課】【中央公民館】ほか

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
開催回数	36	21	48	36	27	30	31	27	29	17
参加者数	1,517	1,373	1,556	1,422	1,214	1,784	1,723	1,584	1,407	1,166

自然・環境に関する生涯学習ボランティアバンクへの登録者数・団体数

【生涯学習スポーツ課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
登録数	個人	2	2	2	2	1	0	1	1	1
	団体	4	4	3	4	2	3	2	2	1

自然とふれあう活動の推進



自然体験活動の推進

自然観察や昆虫飼育などの自然と触れ合うことのできる講座を積極的に開催する。

公民館などで自然を体験できる講座を開催するとともに、小学生を対象としたカブトムシの里親イベント（カブトムシの配布、ナイトツアーや等）を実施しています。なお、生育状況等により配布可能な成虫数が変わることから、活動回数については、年によって変動があります。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により活動を休止しました。

自然体験・自然環境調査活動の活動回数・参加者数

【シティプロモーション課】

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和 2
活動回数	15	10	8	9	8	7	7	4	4	休止
参加者数	598	503	447	599	322	304	376	268	174	休止



小中学校における学校教育林の整備・活用

学校教育林を適正に管理し、環境教育の実習などに活用する。

小学校5校（新開小学校・野火止小学校・新堀小学校・東野小学校・西堀小学校）の付近に学校教育林を設置し、自然散策、椎茸栽培、腐葉土作り、学校林管理、総合的な学習の時間での活用など、学校の特色を生かした体験活動を行っています。

学校教育林の整備数（累計）

【教育支援課】

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4



「第2次新座市環境基本計画年次報告書 令和2年度版」 に関する御意見をお聞かせください。



今後の第2次新座市環境基本計画の推進や進行管理に反映させるため、第2次新座市環境基本計画年次報告書に対する市民・事業者の皆さんの御意見をお聞かせください。

この用紙を用いて、次のいずれかの方法で新座市市民生活部環境課宛てに提出してください。

- ① 郵送（宛先：〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号）
- ② FAX（FAX番号：048-477-1128）

御 意 見 の 内 容

※ 提出された御意見に個別の回答は行いません。

御協力ありがとうございました。

新座市環境基本計画年次報告書

令和2年度版

令和3年11月発行

新座市市民生活部環境課

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
TEL : 048-477-1111 (代表)

